

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 7 回 総会

日時：平成 31 年 3 月 13 日（水）19：00～20：30

場所：静岡市役所 新館 17 階 171, 172 会議室

<議事次第>

1. 開会

2. 報告事項

- (1) 議事概要（第 6 回総会、第 5 回合同部会、第 4 回専門委員会）（資料 1）
- (2) 平成 30 年度協議会決算見込み（資料 2）
- (3) 平成 30 年度麻機遊水地環境調査結果及び次年度計画（参考資料、資料 3）
- (4) 自然再生全国会議について（資料 4）
- (5) 麻機遊水地保全活用行動計画改定版について（資料 5）
- (6) 麻機遊水地サイン計画の検討について（利用ルール）（資料 6）

3. 議事事項

- (1) 麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について（案）（資料 7）
- (2) 平成 31 年度取組み計画（案）（資料 8）
- (3) 平成 31 年度協議会予算（案）（資料 9）

4. その他

- (1) 第 3 工区トイレの進捗状況について（資料 10）
- (2) 第 1 工区の掘削について（資料 11）
- (3) クリーン作戦について（資料 12）

5. 閉会

麻機遊水地保全活用推進協議会規約

麻機遊水地は、市街地に近接している貴重な緑地空間である。また、新東名高速道路、国道1号バイパス等からの交通アクセスが良く、周辺には医療・福祉施設が多数存在している。この立地条件を活かし、より一層、麻機遊水地が地域の活性化に資するため、麻機遊水地地区グランドデザイン（平成27年度静岡市策定）が策定され、「治水機能を確保しつつ、地域の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指す」ことが基本的な方針とされた。この方針において「自然環境の再生」「環境を活用した健康づくりの支援」「交通の利便性を活かした交流の拠点」「自然と歴史を体感する憩いの場」「周辺の福祉・医療機関や企業と連携した自然との共生」「豊かな自然を活かした体験の場」を6つの柱とし、麻機遊水地地区の地域振興が推進されているところである。

そのような中で、これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、今般、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地地区における官民一体となった総合的な保全活用の推進に向けた取組及び医療・福祉・農業を通じた障害者等の自立支援の場を創出する取組を円滑に推進するため、麻機遊水地保全活用推進協議会を次のとおり設立する。

（名称）

第1条 本会は、麻機遊水地保全活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）に基づく自然再生を推進し、かつ当該地域の活性化を図るため、麻機遊水地保全活用行動計画（以下「行動計画」という。）を作成し、当該地域における官民一体となった総合的な取組を推進することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）行動計画の作成及び運用に関すること。
- （2）法第8条に規定する自然再生協議会の所掌事務に関すること。
- （3）前号に掲げるもののほか、行動計画に基づく麻機遊水地地区における総合的な取組の推進に関し協議会が必要であると認める事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1委員の欄に掲げる委員及び静岡市長を構成員とする。

2 協議会に、次に掲げる会議を置く。

（1）総会

（2）自然再生部会、地域活性化部会及びベーター麻機部会（以下これらを「部会」という。）

（3）専門委員会

3 協議会に会長及び監事2名を置く。

4 会長は、別表1会長の項に掲げる者とする。

5 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 監事は、別表1委員のうちから毎年度総会において定める。ただし、会長、部会長及び副部会長は監事を兼任できない。

8 監事は、会計及び事業を監査する。

(総会)

第5条 総会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画及び予算に係る審議
- (2) 決算に係る審議
- (3) 監事及び専門委員の選任又は解任に係る審議
- (4) 第3条の所掌事項に係る協議
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項の審議

2 総会の委員は、委員全員で構成する。

3 総会の会議は、会長が招集する。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その委任する者を総会の会議に代理出席させることができる。

6 会長は、総会の会議の議長となる。

7 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 総会は、必要があると認めるときは、総会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 第8条に規定する協議会員は、総会の会議を傍聴することができる。

(部会)

第6条 部会は、協議会の目的を達成するため、麻機遊水地の保全及び活用についての協議を行う。

2 部会の部会員は、第8条に規定する協議会員をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、毎年度部会員の互選によりこれを定める。

4 部会の協議内容及び実施内容は、別に定める。

5 部会は、協議内容を総会に報告するものとする。

6 前条第3項、第6項及び第8項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において同条第3項及び第6項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項、第6項及び第8項中「総会」とあるのは「部会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(専門委員会)

第7条 専門委員会は、総会からの要請に応じ、麻機遊水地の自然再生について技術的及び学術的知見から助言及び提言を行う。

2 専門委員会の専門委員は、自然再生に関し優れた識見を有する者として別表2に掲げる者をもって充てる。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

(協議会員)

第8条 協議会に協議会員を置く。

2 協議会員は、個人又は団体若しくは法人の代表者で会長の承認を得た者とする。

3 前項の規定による承認を得て協議会員になろうとする者は、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。

4 協議会員は、次に掲げる事由に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡又は失踪の宣言

(3) 団体又は法人の解散

(4) 解任

5 協議会員が退会しようとするときは、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。

6 協議会は、協議会の運営に著しい支障をきたすときは、協議会員を解任することができる。

この場合においては、あらかじめ当該協議会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第9条 協議会の経費は、静岡県及び静岡市からの負担金並びに協賛金をもってこれに充てる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、静岡市長をもって充てる。

3 顧問は、協議会の運営に関し指導及び助言をするほか、総会に出席し意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、静岡県静岡土木事務所企画検査課及び河川改良課並びに静岡市都市局都市計画部緑地政策課に置き、事務局長は、静岡市都市局都市計画部緑地政策課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月12日から施行する。

(部会長及び副部会長の選任の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に選任される部会長及び副部会長は、第6条第3項の規定にかかわらず、会長が指名する。

(事業年度の特例)

3 施行日以後の最初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、施行日から平成29年3月31日までとする。

(継承措置)

4 この規約の施行の日の前日までに巴川流域麻機遊水地自然再生協議会設置要綱の規定により行われた自然再生事業の実施及び維持管理に係る必要な協議、決定は、それぞれこの規約の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

区分	委員
会長	東海大学名誉教授 田中博通
学識経験者	専門委員会の専門委員
地域代表	城北学区自治会連合会会長
	竜南学区自治会連合会会長
	千代田東学区自治会連合会会長
	麻機学区自治会連合会会長
	流通センター地区代表
行政機関	静岡県交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課長
	静岡県静岡土木事務所長
	静岡県健康福祉部政策監
	静岡市企画局企画課長
	静岡市環境局環境創造課長
	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課長
	静岡市都市局都市計画部公園整備課長
	静岡市建設局土木部河川課長
部会	部会長
	副部会長

別表 2（第 7 条関係）

所属	専門分野	氏名
静岡植物研究会会長	植物	湯浅 保雄
NPO静岡県自然史博ネット理事	鱗翅類	高橋 真弓
日本野鳥の会 静岡支部 副支部長	鳥類	伴野 正志
静岡大学教育学部講師	爬虫類	加藤 英明

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 6 回総会 議事概要

1. 開催概要

開催日：平成 30 年 10 月 16 日（火） 19：00～20：40

場 所：静岡市役所 本館 3 階 第 3 委員会室

議事次第

< 報告事項 >

報告 1 第 5 回総会、第 4 回合同部会議事概要

報告 2 麻機遊水地保全活用行動計画見直しについて

報告 3 麻機遊水地の植生調査について

報告 4 協議会備品利用・所有データの取り扱いについて

報告 5 平成 30 年度上半期の取組み状況

報告 6 ベーテル麻機遊水地安東川ネットワークの設立について

< 検討事項 >

議事 1 規約の改正について

議事 2 麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱（案）

議事 3 平成 30 年度協議会補正予算（案）

< その他 >

①協議会年間スケジュール

②自然再生協議会全国会議

③今後のイベントについて



2. 議事概要

(1) 報告事項に関する意見・質問

①地域活性化部会 部会長

- ・第 3 工区にて、勝手に植栽をしたり、ゴルフをする人がいる。行政で看板を設置するなどして、禁止事項をアピールしてほしい。
 - ・夏場に遊水地の中で迷い込み、脱水症状になりそうな方を見つけた。遊水地は広いので、航空写真など、今どこにいるか分かるような看板を各工区に設置してほしい。
- ⇒検討させていただく。

②ベーテル麻機部会 部会長

- ・オニバスについて、今年は第 1 工区で発芽せず第 3 工区で発芽したということだが、毎年同じ場所で見られると良いと思うので、どうしたら定着するか教えてほしい。
- ⇒(湯浅委員)実験をしてみないと分からない。

(2) 議事事項

○議事 1：規約の改正について

協議会規約により総会に出席する専門員は 4 名の内 2 名となっていたが、各々専門分野が異なるため、4 名全員が総会に出席するよう改正するとの提案が事務局からあり、拍手多数により承認された。

○議事 2：麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱（案）

補助金交付要綱については委員から様々な意見があったが、今年度については今回提示した要綱を運用し、その結果を踏まえ再度内容について検討するということで、挙手多数により承認された。

○議事 3：平成 30 年度協議会補正予算（案）

補助金制度の運用に伴い補正予算（案）を提示し、挙手多数により承認された。

<議事 2 に関する意見・質問>

①麻機学区自治会連合会 会長

- ・第 4 回合同部会の中で人件費に関してガイドラインを示してほしいと意見し、今回人件費が 500 円という説明があったが、500 円に設定した根拠を教えてください。
- ⇒本協議会と同じように行政から補助を行っている事例として、愛知県岩倉市を参考とし 500 円と設定した。人件費については、今後運用していく中で皆様の意見を聞きながら再度検討していきたい。

②自然再生部会 部会長

- ・活動は無償で行っているが、草刈りに関しては大変な労力がかかる。また、草刈り機を使用できる人は限られているため、草刈りについては日当を支払って実施している。草刈りは遊水地の環境を守るためにも欠かせない作業であるため、一日 500 円は厳しいのではないかと思います。

③城北学区自治会連合会 会長

- ・人件費について岩倉市を参考にしたということだが、もともと補助金制度については佐鳴湖地域協議会を参考としていたが、佐鳴湖の協議会もこの様な設定なのか。
- ⇒佐鳴湖地域協議会は、人件費は補助対象外であり、また申請金額の上限も 5 万円という設定である。佐鳴湖地域協議会は水質の改善が主な目的であり、本協議会は遊水地の自然再生及び地域活性化等も含めた取組みということで非常に範囲が広いため、佐鳴湖地域協議会を参考としてはいるが、そのまま踏襲することはできないと判断した。
- ・人件費を日当としてではなく弁当代として使用し、作業の参加者に弁当を配布することは問題ないか。その場で弁当を食べることにより、遊水地を身近に感じることが出来て良いと思う。
- ⇒・人件費を弁当代として使用しても問題ないが、申請時に弁当代として受付することはできない。

④地域活性化部会 部会長

- ・草刈りの人件費については、業者に委託発注している金額を基準に検討して、再度検討していただきたいと思います。
- ⇒今年度下半期は暫定的に今回提示した要綱を運用させていただいて、2月に合同部会にて意見を聞き、内容を再度検討し、3月の総会に諮らせていただきたい。

⑤ベーター麻機部会 部会長

- ・消耗品費に「食糧費 補助対象事業に不可欠とされるもの」とあるが、例えば、部会の作業時に野点や、豚汁を作って振る舞ったりなどしており、そういったことが活動の潤滑油的なものとなっているが、これらは「補助対象事業に不可欠とされるもの」に含まれるか。
- ⇒これまで柴揚げ漁や遊水桜まつりなどでも事務局から経費を出していた経緯もあり、イベントや作業の中で食事を振舞うための食材の購入費は対象とさせていただく。

⑥静岡市参与兼河川課長

- ・要綱の書き方について、第2条では「協議会会長」、第6条では「協議会長」、第8条では「会長」となっているため、書き方を統一した方が良い。
- ・第6条の中で申請期日が「12月15日」となっているが、これは取組みを実施する年の前年であることが分かるように記載した方が良い。
- ・別表4使用料及び賃借料に「その他これに類するもの」の一言を追加した方が良いのではないか。
- ⇒指摘の箇所について修正を行う。

⑦静岡県静岡土木事務所長

- ・第4回合同部会の中で補助対象となる具体的な事例を示してほしいという意見があり、本日議論したような部分が、実際に補助の対象となるか皆様が気にされているところだと思う。ぜひ今年の申請を受け付ける中で具体的な活動を見て、来年度に向けて再度要綱をご検討いただきたい。

麻機遊水地保全活用推進協議会

第5回合同部会 議事概要

1. 開催概要

開催日：平成31年2月19日（火） 19:00～20:30

場 所：静岡市役所新館 171、172 会議室

議事次第

< 報告事項 >

- ① 第6回総会議事概要
- ② 平成30年度協議会決算見込み
- ③ 平成31年度取組み計画（案）
- ④ 平成31年度協議会予算（案）
- ⑤ 植生調査中間報告
- ⑥ 自然再生全国会議について
- ⑦ 麻機遊水地保全活用行動計画改定版について

< 検討事項 >

- ① 地域活性化部会副部会長の改選
- ② 麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について（案）
- ③ 麻機遊水地サイン計画の検討について（利用ルール）

< お知らせ >

- ① 第3工区トイレの進捗状況について
- ② 第1工区の掘削について
- ③ 遊水桜まつりについて
- ④ クリーン作戦について



2. 議事概要

(1) 報告事項についての意見・質問

① 自然再生全国会議について

- ・ 自然再生協議会全国会議では、他の協議会と意見交換をしたと思うが、全国の自然再生の進捗状況や、課題等があったら教えてほしい。
- ⇒ いずれの協議会も有志によるマンパワーによって活動を実施しており、今以上の拡大を図ることは難しいという共通の課題を抱えていると感じた。また、協議会の数自体も増加しておらず、新たな取組みを行う団体が現れていないという実情であった。

(2) 検討事項についての意見・質問

① 地域活性化部会副部会長の改選

- ・ 地域での草刈りなどを先頭に立って実施している、麻機学区自治会連合会の副会長である森田氏を推薦する。
- ⇒ 拍手多数により承認

②麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について

- ・補助金の流用報告書は、報告書と同じものか。
⇒報告書とは別途のものであり、当初の申請とは内容が異なる部分について、特記としてその旨を記すための書類である。

③麻機遊水地サイン計画の検討について（利用ルール）

- ・このようなしっかりとしたルール看板は必要だと思うが、小さな看板も随所にある良いと思う。ベーター麻機部会では、現在支援学校の生徒が作成する看板の設置を検討しているが、他にも周辺の小中学校と協力して、親しみの持てる看板作りが実施できないか。
⇒検討させていただく。
- ・看板にQRコードを掲載し、動画が見られるようにできないか。
⇒現在は動画の素材などがいないため、今後作成できれば可能である。また、現時点では、YouTube にアップしている遊水地の動画にリンクさせることも考えられる。
- ・第3工区の看板では、COCOAR2 というアプリを使って常葉大学の学生と協力して動画が見られるようになっており、それが全体に広がると良いと思う。
- ・ルールの案では、ラジコンの使用を禁止しているが、遊水地フェスタで行っているラジコンボートも禁止となるのか。
⇒今回はたたき台として一般的な公園ルールを提示しており、これをもとに様々なご意見をいただければと思う。
- ・現在ラジコンボートを行っている第3工区局舎前の池は、野鳥の観察場所ともなっておりラジコンを反対する方もいると思うため、現在整備中の第2-1工区にラジコンをができる場所を設けられないか。
⇒・遊水地は広いため、用途を分けるという考え方も必要であると思う。
・ルールについては事務局ではなく協議会員の意見で決定したいと考えている。
- ・花火、爆竹、たき火を禁止しているが、関連事項として、麻機学区では遊水地内でどんど焼きを行っているが、こちらについても規制されるか。
⇒今回はたたき台として一般的な公園ルールを提示させていただいた。またイベントの際は申請があれば許可を出すなど、詳細についても皆様と今後検討したいと考えている。

(3) お知らせについての意見・質問

①第1工区の掘削について

- ・越流堤付近はゴミが溜まっているが、定期的にメンテナンスは行っているか。また、水が越流する際に、ゴミを止める仕組みなど検討できないか。
⇒・これまで予算要求が通らなかったためメンテナンスは実施できていなかったが、今回は予算が付いたため掘削を行うこととなった。越流堤の仕組みについては、その様な事例があれば取り入れたいと思う。
- ・掘削エリアの南側にオニバスの自生しているエリアがあるが、こちらではガマが増えており、貯留量にも影響が出ると思うので、浚渫してはどうか。
⇒今後予算要求を検討する。

(4) その他の意見・質問

①安全性について

- ・第1工区南側の通路が長いため、災害時（洪水以外も含む）の避難距離が長く、安全対策が必要であると思う。
⇒参考にさせていただく。

麻機遊水地保全活用推進協議会

第4回専門委員会 議事概要

1. 開催概要

開催日：平成31年2月26日（火） 13:30～15:00

場 所：静岡総合庁舎 2階 第1会議室

議事次第

<報告事項>

- ①第6回総会議事概要
- ②平成30年度協議会決算見込み
- ③平成31年度取組み計画（案）
- ④平成31年度協議会予算（案）
- ⑤自然再生全国会議について
- ⑥麻機遊水地保全活用行動計画改定版について
- ⑦地域活性化部会副部会長の改選
- ⑧麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について
- ⑨第5回合同部会議事概要
- ⑩報酬・謝金について

<検討事項>

- ①今年度の調査結果報告及び考察
- ②来年度調査計画及び事業提案について
- ③麻機遊水地の自然シリーズパンフレットについて
- ④麻機遊水地サイン計画の検討について（利用ルール）



2. 議事概要

(1) 遊水地の現状、今後の調査に関する意見

①現在の植生について

- ・遊水地内でゴキヅル（在来種）が繁茂しており、それによってサクラタデが減っているように感じるが、ゴキヅルは在来種であるため、駆除しない方が良いのか。
- ⇒ゴキヅルは他の地域では珍しい在来種であるが、遊水地では繁茂している。外来種は悪いという印象があると思うが、遊水地の希少種にとっては、在来種でも悪者になる場合があるため、どのように扱うか検討が必要である。

②植生調査について

- ・植生調査は、実態を把握するためでなく、目的が必要である。
- ⇒・植生調査を継続的に行い、経年変化を見て、駆除や保全の対象種などについてご助言いただきたい。
- ・植物のためだけではなく、鳥や昆虫のための植生など、多角的な意見をいただければと思う。

③水環境について

- ・第 4 工区については水草が全く生育しておらず、鳥が隠れる場所がないため、極端に言うとも外来種でもあった方が生き物が来るのではないかと思います。
- ・水質が改善されると、環境全体が良くなるのではないかと思います。また、水深の深い場所、浅い場所があるなど、多様性のある環境が望ましい。
- ・水質を改善するのは難しいため、餌場があると良い。水田は餌場になると思う。

(2) 麻機遊水地の自然シリーズパンフレットについて

- ・写真提供や文章校正など協力することは可能である。
- ・今までになかった、両性爬虫類、哺乳類等を追加したい。
- ・現在使用しているものはフィルム写真であるため、鳥類の写真は全て差し替えたい。
- ・(事務局) パンフレットは有料と考えており、第 1 工区のセンターハウス完成後に、そちらで販売できればと思う。
- ・写真の値段については、前は 1 枚約 2 千円で提供した。写真の予算によって、野鳥の会の会員に写真提供を求めることも可能である。
⇒構成を検討し、写真の枚数と予算が固まり次第相談させていただく。

(3) 麻機遊水地サイン計画の検討について（利用ルール）

①利用について

- ・車の乗入れは禁止していると思うが、バイクの乗入れについても定める必要がある。
- ・釣りをする人の中には、自分の釣り場を整備したり、ボートを出したり、胴長を着て池に入る人がいるが、そのあたりの規制はどうするか。
- ・ベンチを作って遊水地内に設置している人もいる。
- ・グランドゴルフをやっている人が歩道まで使用しており、プレハブの小屋も建てている。
- ・野鳥の会以外のカメラマンは、遊水地内の至る所に入ってしまうため、立入禁止区域も定められると良いと思う。

②持ち込み・持ち出し、採集について

- ・案では土の持ち込みを禁止しているが、土には貴重な植物や動物がいる可能性があるため、持ち出しも禁止した方が良いのではないかと。
- ・案に記載されている、動植物の持ち出し、持ち込み禁止や、土の持ち込み禁止については一般的なルールだが、利用の面からすると足かせとなる。
- ・以前、ホトケドジョウが商売用に捕獲されたことがあった。
- ・昆虫の記録は、採集し標本とすることが一般的であるため、採集を全て禁止するのではなく、禁止とする種類を決められると良い。

(4) その他

- ・遊水地の事業で、動植物に対する配慮が足りないと感じている。年々動植物が減っているため、工事による動植物への影響を考えながら進めてほしい。
- ・協議会の取組みについても、利活用を優先している印象を受ける。イベント等も参加者が多いと自然破壊に繋がることもある。
- ・第 1 工区のグランピックは、市民には好評だと思うが、議論の余地がある。
- ・遊水地は、手つかずの自然ではなく、利用することによって保全することが特徴であると思うので、バランスを考えながら利活用できると良いと思う。

平成30年度歳入歳出決算報告書(案)

(歳入の部) ※ 第6回総会から変更なし

(単位:円、△印は減)

科目	決算額 (A)	第6回総会予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
負担金	14,000,000	14,000,000	0	
静岡県	7,000,000	7,000,000	0	
静岡市	7,000,000	7,000,000	0	
繰越金	3,406,994	3,406,994	0	
雑収入	46	46	0	
合計	17,407,040	17,407,040	0	

(歳出の部)

(単位:円、△印は減)

科目	決算額 (A)	第6回総会予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
協議会活動経費	1,389,015	2,862,100	△ 1,473,085	調査、資材にかかる経費
補助金交付費	701,223	1,200,000	△ 498,777	補助金制度に係る科目の新設
報酬費	437,000	414,000	23,000	協議会委員への報償費
委託費	14,344,560	12,733,200	1,611,360	広報資料作成費 事務局運営補助委託経費 オルソ画像作成委託 植生調査委託費 フェスタ設営補助委託料
事務局運営経費	137,470	150,000	△ 12,530	振込手数料、サーバーレンタル料
予備費	0	47,740	△ 47,740	
合計	17,009,268	17,407,040	△ 397,772	

※必要に応じて科目間の流用を認める

歳入合計	17,407,040
歳出合計	17,009,268
残額(31年度への繰越)	397,772

平成 30 年度 協議会の取組み

(1) 自然再生部会

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	自然観察会と今後を担う人材の育成	・市民へのPR ・人材の育成、確保	夜の昆虫観察会(8/25)	第4工区
2			オニバス観察会(9/8)	第1工区
3			ミズアオイ観察会(9/29)	第3工区
4			サクラタデ観察会(10/13)	第4工区
5	自然博物館、生き物・パネル展示、出前講座	・周辺施設との連携 ・市民へのPR	産業フェア静岡での展示(11/24-25)	ツインメッセ静岡
6	お散歩観察会	・市民へのPR	お散歩観察会(7/14, 8/12)	第1工区
7	ハスの保全	・オニバスの保全	オニバスの保全(草刈り・ヒメガマ除去)	第1工区
8	湿地の攪乱1	・攪乱依存種の保全 ・多様性のある湿地環境の創出	ミズアオイ生育箇所の攪乱	第3工区
10	火入れ実験	・植生管理手法検討のため	火入れ実験(1/27)	第3工区
11	湿地の攪乱2	・攪乱依存種の保全 ・多様性のある湿地環境の創出	湿地の維持管理	第4工区
12	埋土種子実験と埋土種子の里帰り	・埋土種子を明らかにする ・攪乱依存種の拡大を図る	埋土種子実験(静岡北特別支援学校の授業として実施)	周辺地域

(2) 地域活性化部会

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	水田整備	・水田環境に依存する動植物の保全 ・市民が遊水地の自然と触れ合うきっかけの場	水田・ハス田の維持管理	第1工区
2	ハスの保全	・ハスの保全 ・市民へのPR	ハス(ハス池)の保全(草刈り・ヒメガマ除去)	第1工区
3	各種イベント	・市民へのPR ・協議会参加者の増加	遊水桜祭り(開催予定)	第1工区
4			第6回麻機遊水地フェスタ(10/20)	第3工区
5	風俗・風習の継承	・麻機地域の風俗・風習を継承し魅力を高める	柴揚げ漁(1/20)	第3工区
6	竹灯籠づくり・展示	・周辺の放任竹林対策 ・地域活性化や活動資金を得るための仕組みづくりの構築	竹灯籠づくり・展示	周辺地域

(3) ベーテル麻機部会

	項目(行動計画)	目的	実施内容	場所
1	水田	・市民が遊水地の自然に関わる きっかけ作り ・水田環境に依存する動植物の保全	福祉水田	第3工区
2			福祉農園	
3	周囲堤の美化活動	・周辺施設の方が散策を楽しめる 環境づくり ・地域や学校との交流、連携	堤防花壇の管理・除草	第1工区
4			ソバの栽培	
6	各種イベント	・地域や学校との交流、連携	ソバ打ち会(12/8)	第3工区
7	堆肥作り	・遊水地や周辺の資源の活用 ・持続可能な取組みの検討	堆肥作り	静岡北特別 支援学校

(4) 事務局

	項目(行動計画)	目的	H29 年度実施内容	場所
1	清掃活動の実施・ 美化活動	・遊水地の維持管理 ・障害者との連携	クリーン作戦(5/19)	第1,3,4工区
2	自然博物館、 生き物・パネル展示、 出前講座	・周辺施設との連携 ・市民へのPR	各種イベントや施設での パネル展示	-
3	広報活動	・市民へのPR ・協議会内の情報共有	ホームページ維持管理、 会報発行	-

平成 31 年度 麻機遊水地保全活用推進協議会 調査計画

	項目	実施者	実施場所	実施回数	実施内容
1	鳥類調査	伴野委員	第 1～4 工区	6	ラインセンサスによる鳥類調査 (一部スポットセンサス)
2	チョウ類調査	高橋委員	第 3、4 工区	5	チョウ類の調査、特にタテハチョウ類、コムラサキ、ゴマダラチョウ、アカボシゴマダラ (外来種)の勢力関係を調べる。 近年減少傾向にある、サトキマダラヒカゲ、 ヒメジャノメにも注目する。
3	生物調査	加藤委員	第 1～4 工区	10	魚類、両生類、哺乳類、爬虫類の調査
4	水質判定	加藤委員	第 1～4 工区		水質判定
5	植生調査	委託	第 1,3,4 工区		植生図の作成

自然再生協議会全国会議について

平成 30 年 11 月 26 日（月）、27 日（火）に、環境省主催による自然再生全国会議が麻機遊水地にて開催された。

全国会議は、全国の自然再生協議会等の構成員がその取組状況について情報交換を実施し、参考となる事例や課題への対応策等の情報共有を図るとともに、自然再生事業地の現地視察等を行うことで、さらなる自然再生の推進を図っていくことを目的として開催している。

今回の全国会議には、全国 18 の協議会から 74 名が参加し、1 日目は麻機遊水地第 1、3、4 工区の現地視察及びベータル麻機部会長である久保田氏による講演を行った。

2 日目には、平成 31 年に変更となる自然再生基本方針について、環境省からの説明、会場での意見交換等が行われた。

1. 実施内容

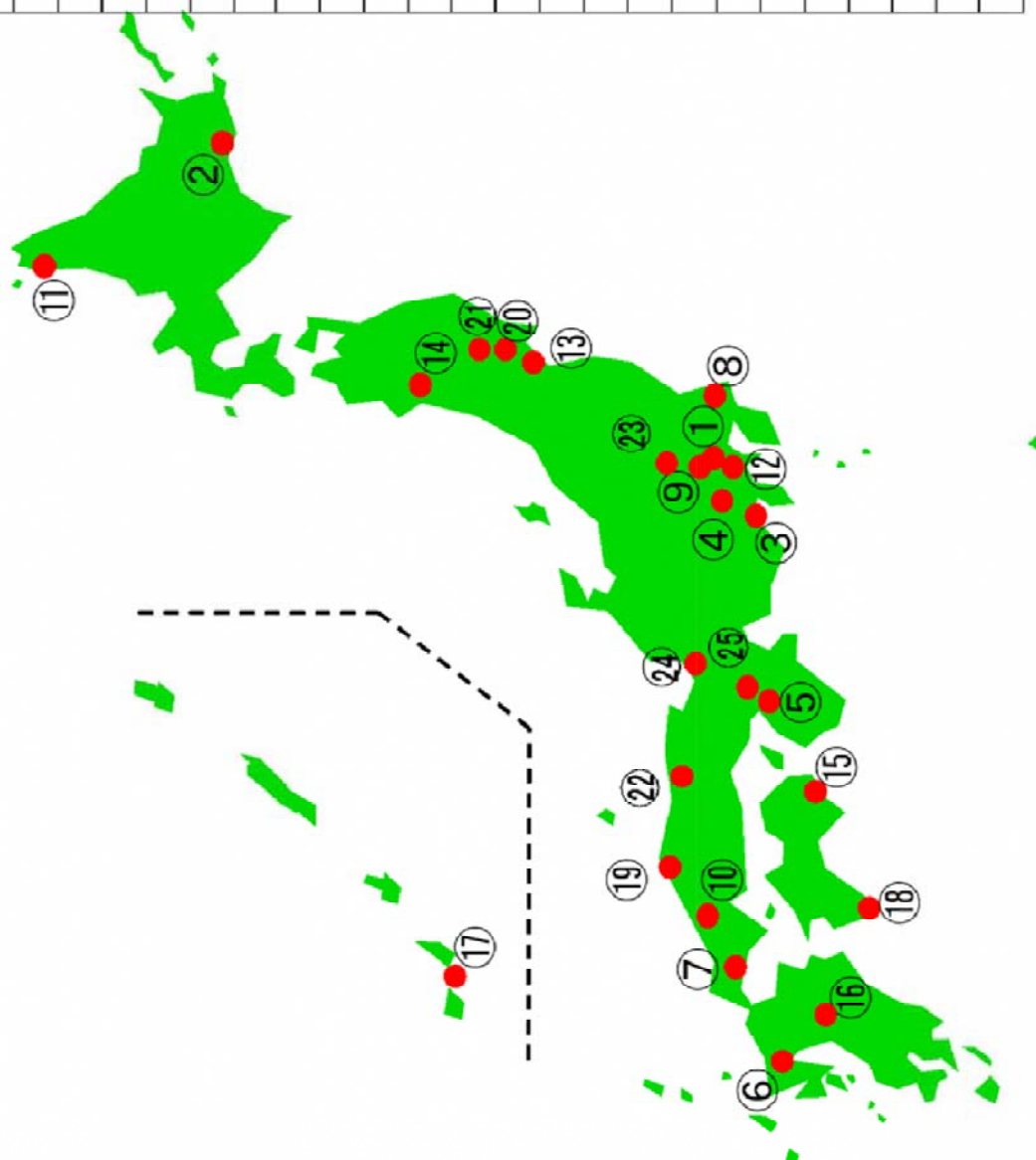
- 1 日目 （会場：静岡てんかん神経医療センター）
 - （1）開催挨拶（環境省、静岡市長、田中会長）
 - （2）現地視察（第 1 工区：静岡市、第 3 工区：久保田氏、第 4 工区：後藤氏）
 - （3）講演「医福教」の連携を中心とした麻機遊水地の活用（久保田氏）
 - （4）懇親会
- 2 日目 （会場：もくせい会館）
 - （1）自然再生基本方針の見直しに関する概要説明（環境省）
 - （2）全体会議（アンケート結果報告・基本方針見直しについての意見交換 他）
 - （3）質問、フリー意見交換会
 - （4）閉会挨拶

2. 開催写真



自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H30.3月末現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	麻機遊水地保全活用推進協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神奈川保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	程原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	樺野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	トサロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海域公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西雄湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
⑳	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉑	久保川イーハーブ自然再生協議会	H21.5.16
㉒	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
㉓	多々良沼・城沼自然再生協議会	H22.4.10
㉔	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
㉕	高安自然再生協議会	H26.1.14

北海道の自然再生に関する協議会 (H30.6.28設立)

※下線は今回出席の協議会

平成30年度 自然再生協議会 全国会議 説明資料

- ・自然再生推進法に関わる自然再生基本方針の見直しの方針について



2018年11月27日

1. 自然再生制度の概要

1-01 自然再生推進法の概要

- 環境省、農林水産省、国土交通省の3省で共管する法律
- 目的は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること。
- 自然再生を進める上での理念や手続きを規定しており、自然再生事業を地域主導のボトムアップで進める事業として位置づけ
- 生態系、河川環境、農村景観など様々な専門家による自然再生専門家会議を組織し、協議会への助言を行う



1-02 自然再生とは

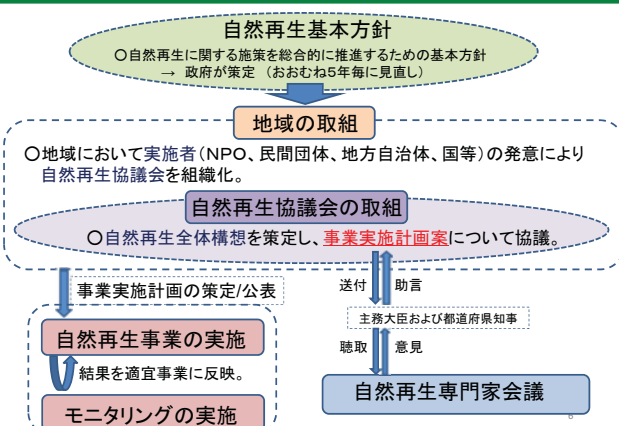
過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。
(自然再生推進法第2条)



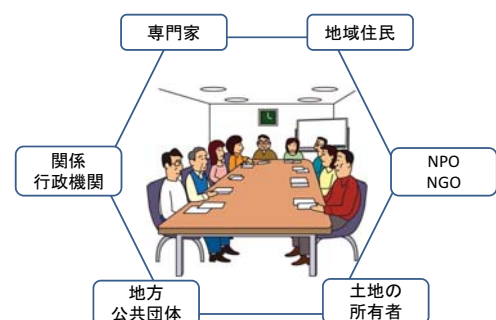
保全	良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持すること。
再生	自然環境が損なわれた地域や二次的自然環境が劣化した地域において、自然環境を取り戻すこと。
創出	都市など自然環境が失われた地域において緑の空間の造成などにより地域の自然環境を取り戻すこと。
維持管理	再生された自然環境を維持するために必要な管理を行うこと。

河川、湿原、干潟・藻場、里地・里山、森林その他自然環境を対象

1-03 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



1-04 自然再生推進法に基づき設置された協議会



- ・実施者が地域の自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に、広く参加を呼びかけ。
- ・関係行政機関や関係地方公共団体は協議会に必ず参加し、自然再生の推進に努める。
- ・科学的な知見に基づく協議のため、専門的知識を有する者の参加の確保が重要。
- ・協議会は、原則公開で実施。

1-05 自然再生事業の進め方 特徴 1



■多様な主体の参加と連携

初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

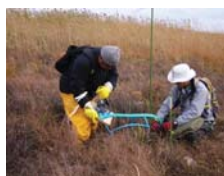


■科学的知見に基づく実施

自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにすることが重要です。

また、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証することが重要です。

1-06 自然再生事業の進め方 特徴 2



■順応的な実施

事業を実施することによって対象区域の自然がどう変化していくかをモニタリングします。その結果を科学的に評価し、全体構想や実施計画が適切でない場合は見直すなど、実情に沿った柔軟に進めることが重要です。



■自然環境学習との連携

自然再生の対象となる区域を学校・地域などの自然環境学習に積極的に活用・提供することが大切です。

また、大学等において環境教育の研究と人材育成を行う場となり得るため、このことを認識し、連携することも大切です。

1-07 自然再生事業の進め方 特徴 3



■地域の産業との連携

農林漁業など地域の産業との連携や、エコツーリズムなど自然資源を活かした観光の促進などにより地域と連携することが重要です。

また、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信につながるもので、積極的に情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

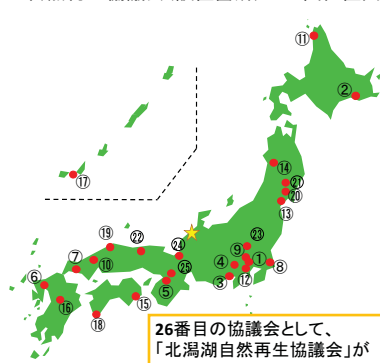


■希少種の保全、外来種対策

自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地確保や外来種対策につながることもあり、国や地方公共団体等が提供する各種情報を参考としながら行うことが重要です。

1-08 全国自然再生協議会

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図



協議会名	設立日
① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
② 鶴巻温泉自然再生協議会	H15.11.15
③ 森崎逆水地保全活用推進協議会	H16.1.29
④ 多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤ 神奈川源流自然再生協議会	H16.5.25
⑥ 鹿沼源流地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦ 横野川河口域・千瀬自然再生協議会	H16.8.1
⑧ 駒ヶ森町・沖宮・千瀬地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨ くらぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩ 八幡温泉自然再生協議会	H16.11.7
⑪ 上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫ 野川第一・第二源流地区自然再生協議会	H17.2.28
⑬ 藤生千瀬自然再生協議会	H17.6.19
⑭ 森吉山麓高瀬自然再生協議会	H17.7.19
⑮ 竹ヶ島海城公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯ 阿蘇重層自然再生協議会	H17.12.2
⑰ 石西温泉自然再生協議会	H18.2.27
⑱ 電車自然再生協議会	H18.9.9
⑲ 中海自然再生協議会	H19.6.30
㉑ 伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉒ 久保川・イナバネ自然再生協議会	H21.5.16
㉓ 上山温泉自然再生協議会	H21.3.1
㉔ 多々良沼・城沼自然再生協議会	H22.4.10
㉕ 三方温泉自然再生協議会	H22.5.1
㉖ 高安自然再生協議会	H23.1.14

2. 自然再生制度の課題

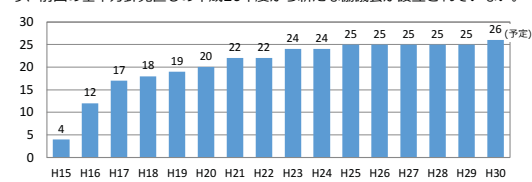
2-01 自然再生制度の課題 1

(1) 法定協議会設立に関する課題

自然再生推進法に基づき設立された自然再生協議会(法定協議会)は自然再生の優良事例となるなど、自然再生推進上のフラッグシップとなるものである。しかしながら、近年、新たな法定協議会が設立されていないように、国としての自然再生の推進の取組は停滞している状況である。

【参考】自然再生推進法に基づく協議会設立の低迷

自然再生推進法に基づく協議会(法定協議会)の設立は25協議会に留まっており、前回の基本方針見直しの平成26年度から新たな協議会が設立されていない。



2-02 自然再生制度の課題 2

法定協議会の増加しない理由として以下のことが想定される。

- 法定協議会のメリットがない・認識されていない
法定協議会には、「横断的連携」「地域の自主性の尊重」「法の裏付けのもとで計画・実施」「NPO法人等の発意にも行政が参加」「科学的知見の活用」といったメリットともいえる特徴がある。
一方、自主的な取組である法定協議会は、補助事業・交付金の要件とならないなど、メリットがないものと認識されていることが多いのではないかと。
- 法定協議会の事務作業が増えることを懸念
基本方針には法定協議会の基本事項として「組織する旨を広く公表」「参加しようとする者に対し、幅広く公平な参加の機会を確保」「協議会における総意の下」「原則公開」が記載されているが、事務的な負担となる可能性がある。
- 法定協議会を設立しようとする団体への技術的支援が不十分である。
特に民間主導で法定協議会を設立しようとする団体等に対して、相談対応・情報提供等の技術的支援を積極的に行っていく必要がある。
また、人口減少・高齢化社会が進展するなかで、自然再生協議会の継続的な取組を支える活動資金の確保や人材育成等も課題となっていることから、課題に取り組む手法・事例等の情報提供も必要である。
- 自然再生についての情報が十分に市町村・団体等に提供されていない。
後述の「普及・啓発の課題」を参照

2-03 自然再生制度の課題 3

(2) 小さな自然再生の推進に関する課題

法定協議会の活動に併せて、地域住民等が行う小さな自然再生の活動も、自然再生の推進における車の両輪として大きな役割を果たしている。
法定協議会以外の自然再生については活動実態の把握も容易ではないが、そうした役割を踏まえて、どのようにして小さな自然再生を推進していくかが課題である。



小さな自然再生活動事例集（環境省）

(3) 生態系ネットワーク形成の推進にかかる課題

生態系ネットワークの形成については、荒川太郎右衛門地区の事例があるが、法定協議会全体としては取組事例は少ない。



荒川太郎右衛門地区の生態系ネットワークの考え方

2-04 自然再生制度の課題 4

(4) 生態系の防災・減災機能の発揮の推進

生態系の防災・減災機能の発揮については、釧路湿原地区において湿原の生態系サービスの一つとして整理されている事例があるが、法定協議会全体としては取組事例は少ない。



釧路湿原地区の洪水リスク低減機能（全体構想）

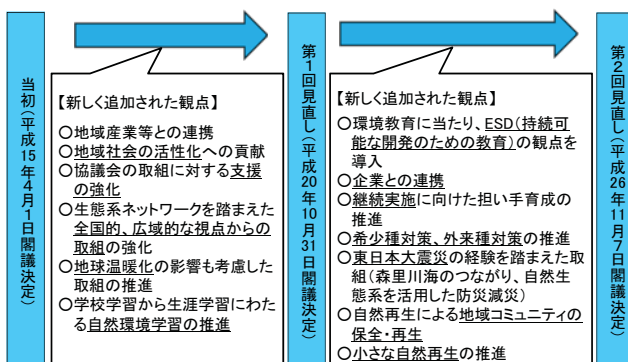
(5) 普及啓発に関する課題

自然再生に係るパンフレット・ホームページ等の情報が、市町村や小さな自然再生を行う団体等まで届いていないといった意見もあり、そうした団体等までに普及・啓発が十分に行き届いていない状況である。

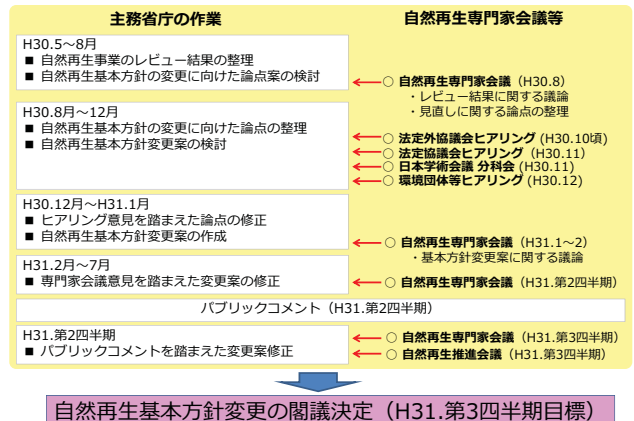
3. 自然再生基本方針見直しの論点

3-01 過去2回の自然再生基本方針の変更

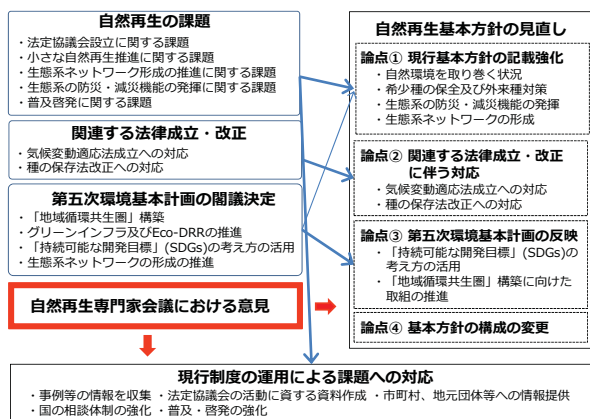
2回の見直しのなかで、様々な観点が追加されており、地域産業との連携や地域社会の活性化といった社会的な側面は、見直して追加された考え方である。



3-02 基本方針見直しに係る今後のスケジュール（目標）



3-03 基本方針見直しの概要



3-04 論点① 現行基本方針の記載の強化 1

①-1 自然環境を取り巻く状況

- ・自然環境を取り巻く状況として、「人口減少下の対応」「アンユース・土地の低利用への対応」「環境基本計画」の情報を追記する。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- (1) 「わが国の自然環境を取り巻く状況」に関する記載部分に追加
 - ・我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続しており、人口の地域的な偏在が加速化している。
 - ・こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となり、地域の環境保全の取組にも深刻な影響を与えている。
 - ・環境基本法に基づき、平成30年4月に第五次環境基本計画が策定され、環境・社会・経済の統合的向上を具体化するため「地域循環共生圏」の創造により持続可能な地域作りを目指すこととなった。

①-2 希少種の保全及び外来種対策

- ・希少種の保全及び外来種対策として、「外来種被害防止対策」「保護増殖事業との連携」の情報を追記する。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- (2) ケの「自然再生における希少種の保全及び外来種対策」の記載部分
 - ・「自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、その個体数の維持・回復を図る「保護増殖事業」との連携や、〈生物を〜「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、〜
 - ・（これに加えて、）平成27年3月に策定された「外来種被害防止行動計画」に基づき、〈地域の固有の生態系その他の自然環境の再生のため、〜未然に防ぐよう努めることが重要である。〉

3-05 論点① 現行基本方針の記載の強化 2

①-3 生態系の防災・減災機能の発揮の推進

- ・生態系の防災・減災機能の発揮については、関係省庁が連携して取り組む必要があることから、防災・減災機能の発揮に関する事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行う。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- (2) コの「東日本大震災の経験を踏まえた自然再生」の記載部分
 - ・社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、防災・減災も含めた自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する。
 - ・さらに、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する。例えば、遊水効果を持つ湿原の保全・再生や、多様で健全な森林の整備による森林の国土保全機能の維持などの取組を進めていく。
 - ・国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要。



釧路湿原における自然林再生事業

3-06 論点① 現行基本方針の記載の強化 3

①-4 生態系ネットワーク形成の推進

- ・生態系ネットワークの構築は関係省庁の複数事業が協力・連携して取り組む必要があることから、関係省庁が協力して、生態系ネットワークの形成に向けた事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行う。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- (2) シ「その他の事項」のうち、「生態系ネットワーク」に関する記載部分
 - ・生態系ネットワークの形成に当たっては、流域圏など地形的なまとまりにも着目し、さまざまなスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図るための取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進める。
 - ・ネットワークを新たに形成する際は、外来種の生息・生育範囲を拡大させることがないよう留意することが必要である。
 - ・国は、生態系ネットワーク形成の実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要である。



生態系ネットワークの考え方の模式図



生態系ネットワーク3省共催フォーラム

3-07 論点② 関連する法律成立・改正に伴う対応

②-1 気候変動適応法成立への対応

平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、我が国における適応策の法的な位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

現行の基本方針においても、自然再生事業の実施にあたっては地球温暖化対策への配慮が必要としており、同法の成立についても基本方針に記載する。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- (2) シ「その他の事項」のうち、「気候変動適応」に関する記載を追加
 - ・温室効果ガスの排出削減対策（緩和）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応）は車の両輪として推進することが求められており、平成30年3月に「気候変動適応法」が公布された。
 - ・自然再生の実施にあたっては、平成27年11月に策定された「気候変動の影響への適応計画」に基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のモニタリングを強化するとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの推進や、必要に応じて劣化した生態系の再生の推進を図っていくことが重要である。

②-2 種の保存法改正への対応

平成30年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（種の保存法）」改正案が施行された。

現行の基本方針においても、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要としており、同改正法の施行についても基本方針に記載する。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- (2) ケの「自然再生における希少種の保全及び外来種対策」の記載部分
 - ・平成30年6月に種の保存法改正案が施行され、二次的自然に生息する種を対象とした特定第二種国内希少野生動植物種制度が新設された。

3-08 論点③ 第五次環境基本計画の考え方の反映 1

第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）の考え方の反映

わが国は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、人口の地域的な偏在も加速しており、地域コミュニティの弱体化を招いたり、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となることが懸念される。

環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しているため、環境施策の展開にあたっては「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化させることとしている。平成27年9月に採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動により複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。このため、具体化にあたってはSDGsの考え方を取り入れていくことが重要である。

また、具体化の鍵となるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地区等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」である。

➡ 反映

自然再生は地方公共団体、企業、地域住民等により地域の自主的な取組として取り組まれてきたところであるが、多くの協議会において経済面（活動資金等）や人材面（担い手等）で、活動の継続性に問題を抱えている。

今後の自然再生の推進にあたっては、「地域循環共生圏」の考え方を取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して各主体が経済合理性に沿って自然再生を推進していく経済的手法を活用することも検討していく必要がある。

➡ 基本方針での対応

「SDGsの考え方の活用」「地域循環共生圏の構築」のテーマを基本方針の見直しに反映させる。

3-09 論点③ 第五次環境基本計画の考え方の反映 2

(1) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

平成27年9月ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された国際目標であり、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2) 「自然再生の方向性」の項目に「SDGsの考え方の活用」の記載を追加
- ・「持続可能な開発目標」(SDGs)は平成27年9月に国連総会で採択された国際目標であり、SDGsの実現は地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。
 - ・SDGsには、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことや、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える「バックキャスティング」の考え方が重要とされているといった特徴がある。

(2) 「地域循環共生圏」構築に向けた取組の推進

環境省は10の実証地域において自然共生分野に係る地域循環共生圏構築に向けた検討業務を実施中であり、成果として「地域循環共生圏構築の手引き(仮称)」を作成予定である。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- 1(2) カ「地域の産業と連携した取組」の項目に「地域循環共生圏」の記載を追加
- ・「地域循環共生圏」は自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方であり、環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとなる考え方である。
 - ・森・里・川・海の保全再生と、そこから生み出される恵みの持続可能な利用を通じ、都市と農山漁村の自然的つながり(自然の恵み)と経済的つながり(資金・人材等)を構築する。
 - ・自然再生の取組を継続的に行うため、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的合理性に沿って自然再生を推進していく経済的手法の活用を検討することが重要である。

3-10 論点④ 自然再生基本方針の構成の変更

現行の自然再生基本方針は第一項の「自然再生の推進に関する基本的方向」が大部分を占めるなど、各項の分量のバランスが悪く、似た項目を分けて記載している項目があることから、見直しを機会に構成を組み換える。

【想定される基本方針の見直しのポイント】

- ・「1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2) 自然再生の方向性」に記載のいくつかの項目を「4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項」「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」に移行する。
- ・「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」の記載項目を「(1) 国・地方公共団体等の役割」「(2) 自然再生の推進に関する重要事項」に分ける。

現行	構成見直し案
1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況 (2) 自然再生の方向性 【うち自然環境学習】 【うち地域の産業との連携、希少種保全・外来種対策、東日本大震災の経緯等】	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (1) わが国の自然環境を取り巻く状況 (2) 自然再生の方向性
2 自然再生協議会に関する基本的事項	2 自然再生協議会に関する基本的事項
3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項	3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項	4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
5 その他自然再生の推進に関する重要事項	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (1) 国・地方公共団体等の役割 (2) 自然再生の推進に関する重要事項

4. 現行制度の運用による課題対応

4-01 現行制度の運用見直しによる課題対応 1

1. 全国会議等の場において事例等の情報を収集

想定される事例は以下の通り

- ・生態系ネットワーク形成の事例(課題(3) 関連)
- ・防災・減災機能発揮の事例(課題(4) 関連)
- ・補助金・交付金等の活用事例(課題(1) c 関連)

2. 法定協議会の設立・運営に資する資料の作成・紹介

法定協議会の設立・運営に資する資料の作成・紹介、団体の法定協議会化を支援していく。(課題(1) c 関連)

- ・自然再生全体構想作成の手引き(仮称)
NPO・企業等の民間団体が協議会立ち上げ時に活用可能な「全体構想作成の手引き」の作成中。
- ・地域循環共生圏構築の手引き(仮称)
環境省で実施中の「地域循環共生圏構築事業」において作成中の「地域循環共生圏構築の手引き(仮称)」のなかで、経済的仕組みづくりや人材育成等の手法についてとりまとめることとしていることから、そうした手引きを、自然再生協議会の活動の継続性の強化に役立てていく。

4-02 現行制度の運用見直しによる課題対応 2

3. 県を通じた市町村・地元団体等への情報提供

ニュース形式で県を通じて市町村・地元団体等への情報提供を行う。法定協議会を組織しようとする団体や地域で小さな自然再生に取り組む団体等への情報共有を図る。(課題(1) (2) (5) 関連)

想定される情報は以下の通り

- ・自然再生事業の実施状況
- ・法定協議会のメリット(課題(1) a 関連)
- ・補助金・交付金の活用事例(課題(1) c 関連)
- ・生物多様性推進支援事業(環境省)、多面的機能支払交付金(農水省)他
- ・協議会設立・運営等に資する資料(課題(1) c 関連)
- ・自然再生全体構想作成の手引き(仮称)、地域循環共生圏構築の手引き(仮称)他
- ・生態系ネットワーク形成、防災・減災機能の発揮の事例(課題(3) (4) 関連)

4. 国の相談体制の強化

- ・関係省庁の本省、地方支分部局の担当者の相談受付を積極的に行う。
- ・環境省本省においても相談用メールアドレスを開設し、設立・運営を含めた相談を直接に対応していく。(shizen-saisei@env.go.jp)

4-03 現行制度の運用見直しによる課題対応 3

5. 普及・啓発の強化

自然再生の取組に向けて、ホームページやパンフレット等による地域への普及・啓発を進めていく。(課題(5) 関連)

- ・環境省ホームページの整理・更新(自然再生ネットワークHP等)
- ・各種パンフレットのリバイス・配布
- ・県を通じた市町村・団体等へのニュース形式での情報提供



自然再生ネットワークHP



自然再生取組事例パンフ(環境省)

環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費

2019年度要求額
500百万円（新規）

背景・目的

事業目的・概要等

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な地域づくりを担う人材育成を行うこととしている。

これを受け、各地域における「地域循環共生圏」の創造に向けた取組を強力に推進するとともに、それらを担う人材を育成していく。

事業概要

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～⑤の業務を行う。

①持続可能な地域づくりのための人材育成

地域づくりを担う人材を育成するため、先進的な地域から、新たに地域づくりに取り組む住民・事業者・行政・NPO/NGO等に対しノウハウを伝授するための研修会（実地研修を含む）等を実施する。

②地域協議会の運営支援

住民・事業者・行政・専門家・NPO/NGO等が対等の立場で参加し、構想的策定、構想に基づく計画の策定等を行う協議会の運営を支援する。

③地域循環共生圏創造支援チーム形成

地方公共団体等が、地域の有する資源の調査や活用方策の検討等を行い、都市と農山漁村の交流・連携事業、都市鉱山の利活用、食品ロス対策、地域を象徴する生物の保全と運動した農産物のブランド化や観光振興などの地域循環共生圏創造に向けた計画の具体化にあたって、必要な支援を行うチームを形成し派遣する。チームの派遣により、官民協働で、地域の実情に応じた地域循環共生圏創造に向けた事業計画を策定し、実現に際しては、関連する予算事業により支援していく。

④総合的分析による方策検討・指針の作成等

先進的な事例を調査して詳細に分析・評価し、その結果を他の地方公共団体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。

⑤戦略的な広報活動

都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施する。

地域循環共生圏

イメージ

〇各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補完し、支え合う

農山漁村

都市

海

川

森

◆自然資源・生態系サービス
森林、水、気候
・生態系、自然環境の保全、等

◆自立分散型社会
地域資源（自然・文化・人材・資金力等）
・地域産業、観光振興等の推進、等

◆資源・人材などの提供
・人材育成・人材、資金力等の提供
・地域産業の振興、等

◆地域資源・生態系サービス
森林、水、気候
・生態系、自然環境の保全、等

事業スキーム

期待される効果

環境省

国

民間団体
地域循環共生圏づくり
プラットフォーム

地方公共団体・協議会

登録

派遣指示

支援要請

研修参加

支援

経営の専門団体

NPO/NGO等

実施期間：2019～2023年度

今後5年間で地域循環共生圏の創造に取り組み、地域の経済・社会の課題を環境政策を通して同時解決し、環境ビジネスの創出等を通じて、地方を元気にしていく。

生物多様性保全推進支援事業

2019年度要求額
153百万円（95百万円）

背景

事業目的・概要等

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全 / 種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動物種制度、認定希少種保全動物園等制度の創設等に伴う活動強化

1.地域における生物多様性の保全再生に資する活動

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

①希少地域の保全・再生

②広域連携生態系ネットワーク構築

③国内希少野生動物種等対策(H29までに採択された事業のみ)

④地域・民間の連携促進活動への支援

2.動物園等による生息域外保全

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の飼育・繁殖の取組を支援する

3.国内希少種の保全活動

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の保全活動を支援する

【拡充】4.地域における特定外来生物の早期防除計画策定の支援

地域に未侵入や侵入初期の種を対象に、早期発見・防除の効果をもめるため、地域計画の策定を支援する

・関係者との連携による、侵入監視や初動対応の体制構築

・効率的、効果的な防除方法の把握

・必要な資材等の準備

→事前に整理・共有し、早期防除の基盤形成

→計画的に対処することにより、将来コストの低減に寄与

【拡充】早期防除事業の加速

・社会的影響の大きい種

→場所相絶することにより、地域はもとより我が国の将来コストの低減に寄与

事業スキーム

事業内容

国

交付金
(交付割合)
右表の通り

活動
団体

交付対象事業

交付割合

1.生物多様性保全推進支援事業

①特定外来生物防除対策(拡充)

②重要生物多様性保護地域保全再生

③広域連携生態系ネットワーク構築

④地域民間連携促進活動

2.国内希少野生動物種

生息域外保全

3.国内希少野生動物種

保全対策事業

4.特定外来生物早期防除計画

指定支援事業

①地方公共団体、地域生物多様性協議会
②、③地域生物多様性協議会
(地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等が構成)

④地域連携保全活動支援センター、地方公共団体

2.動物園・植物園、水族館等

3.地方公共団体・NPO法人、民間企業等(NPO法人、民間企業等は、市町村等が事前確認)

4.地方公共団体、地域生物多様性協議会

1/2以内

定額補助(1種につき上限2,000千円)

定額補助(分布状況調査及び保全計画策定：上限2,500千円、生息環境改善等：上限1,500千円)

定額補助(1件につき上限2,500千円)

地域の実情に応じた特定外来生物の早期防除

【新規】4.地域における特定外来生物の早期防除計画策定の支援（上限250万円の定額）

地域に未侵入や侵入初期の種を対象に、早期発見・防除の効果をもめるため地域計画の策定を支援。計画的に対処することにより、将来かかるコストを低減。

原則として初年度のみ
(最大2年間)

（背景）平成29年度内で初確認された特定外来生物はアリ、各地で初動対応に大きな困難。

模範的自治体において、関係部署（自然環境、港湾、危機管理）及び事業者が協力して、発見時の対応方法や体験を明確化し、早期発見・防除体制を構築。

（効果）コンテナ等からの侵入が続く中、未定着の状況を保ち、

（教訓）地域の実情に応じた防除計画を策定しておくことにより、低コストで効果的な防除が可能。

→地域ごとにリスクの高い種を判断して、備えることが有効。

早期防除計画策定

早期防除の基盤形成

・侵入監視、初期防除の体制構築

・同意、助言機関との関係構築

・効率的、効果的な防除方法の把握

・必要な資材等の把握

会議開催

計画的な侵入監視

効率的な防除手法

・本格的な侵入までに時間がある場合は、まずは計画を策定し、具体的防除作業を実施

・定着に至るような侵入が確認される場合は、防除を実施しつつ、計画を策定

専門家による作成支援

【拡充】早期防除事業の加速（1/2の補助）

地域に未侵入や侵入初期の種について早期防除により場所相絶することで、将来かかるコストを低減。

原則として2年
(最大3年間)

モニタリング

防除人工費

防除用品準備

地方公共団体や地域生物多様性協議会による、地域における社会的影響の大きい種や、地域固有の課題を有する種の防除の実施

専門家による助言

25

第 1 章. 麻機遊水地保全活用行動計画の概要

P1~3

計画の目的

麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、自然再生推進法に基づく自然再生を実施し、かつ当該地域の活性化を図るため、官民一体となった総合的な取組を推進していく。

計画の位置づけ

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会で策定した「自然再生全体構想」と、市が策定した「麻機遊水地地区ランドデザイン」の双方を実現するために、協議会が推進していくための計画。

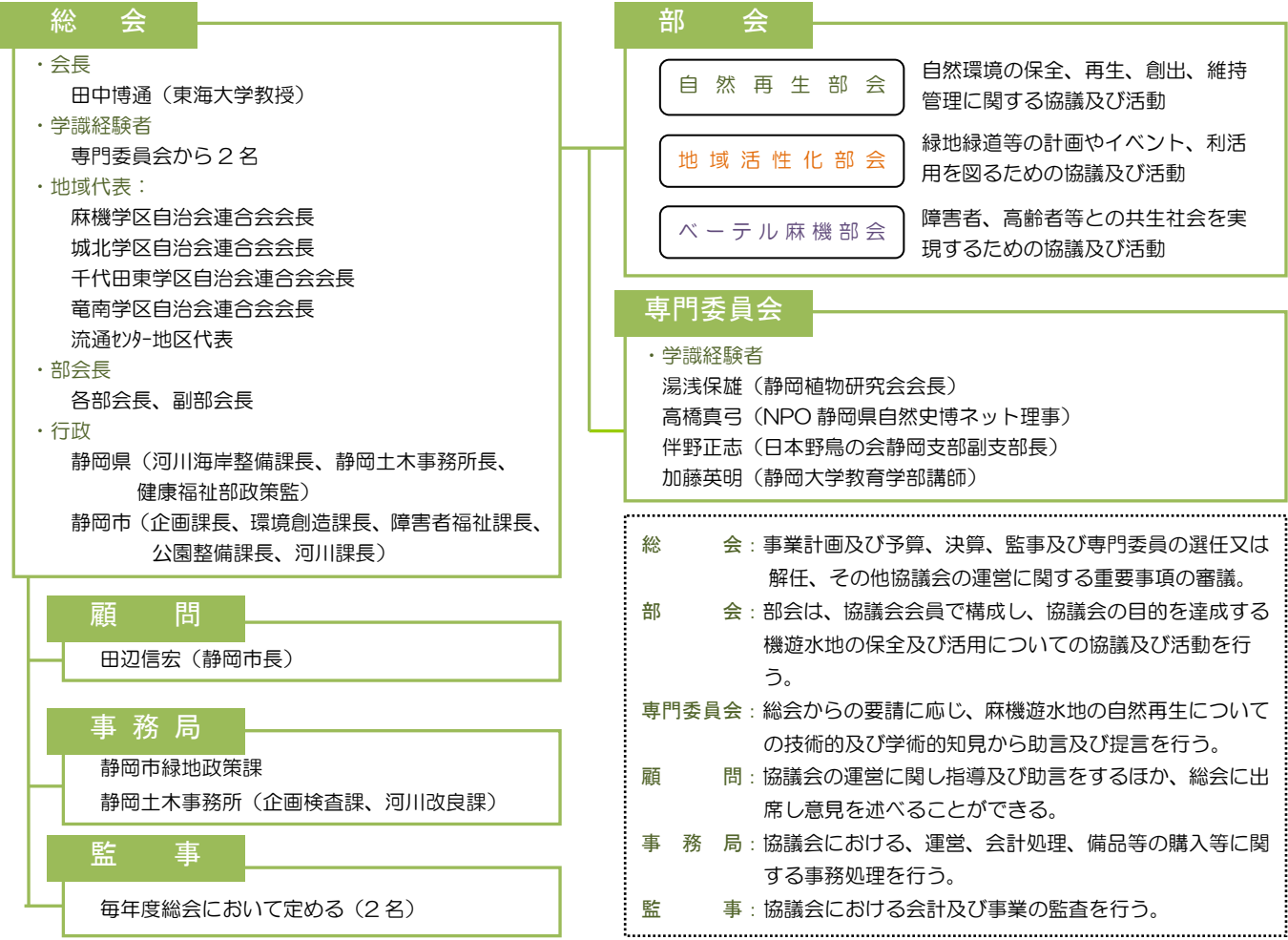
計画の年次目標

短期、中期、長期計画を設定し、短期、中期計画では実施可能な取組みから着手し、遊水地全体に取組み範囲を広げていく。また、長期的には取組みを遊水地周辺地域まで広げ、自然環境の再生、連続性の確保を図るとともに、遊水地の自然環境を活かした地域の活性化につなげていく。

第 2 章. 実施者の名称と実施者の属する協議会

P4

本事業は、「自然再生部会」、「地域活性化部会」、「ベーター麻機部会」と「行政」が連携し、取り組んでいくものとする。



第 3 章. 自然再生の対象区域と麻機遊水地の概要

P5~27

対象区域

自然再生の対象区域は、麻機遊水地第 1 工区、第 2-1 工区、第 3 工区、第 4 工区と国道 1 号静岡バイパスより上流部の巴川とする。

治水 麻機遊水地は、巴川下流部の流量を軽減し、氾濫防止機能を発揮している。

公園 第 1 工区を「あさはた緑地」、第 3 工区を「浅畑緑地」として都市計画決定している。

歴史 かつては浅畑沼や小沼などの沼が存在していたが、土地改良事業で水田として整備された。

自然 土中の埋土種子から多くの希少植物が蘇り、さらには池沼部が形成されたことで、多くの動植物が生息・生育する良好な湿地環境が再生した。

利用 市民の自然観察、散策、スポーツ、レジャー、美化活動、自然資源の利活用等、多目的に利用されている。



自 然 環 境 の 課 題	協 議 会 の 課 題
● 植生遷移や外来植物、繁殖力の強い植物の繁茂により、開放水面の減少や湿地の乾燥化など、多様性のある湿地環境が消失している。 ● 外来種等の侵入により、在来生物の生息環境が悪化及び、在来生物が減少している。 ● 流入水が少ないことや腐植物の堆積等による水質悪化が懸念されている。 ● ゴミの不法投棄、犬のフンの放置、外来魚の放流など、利用者のマナーが悪化している。	● 麻機の魅力が十分に知られていない ● これまで各種取組みを行っているが、人手不足、人材不足等で、動植物の生息・生育状況や水質、利用者数等に関するデータの蓄積ができていない。 ● 協議会の活動経費や人手不足により、自然再生事業実施計画で計画した取組みが実行できない。

第 4 章. 上位計画、関連計画の概要

P28~36

<協議会の策定計画>
「巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画」

<静岡県の策定計画>
「巴川水系河川整備基本方針」、「巴川水系河川整備計画」

<静岡市の策定計画>
「第 3 次静岡市総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「みどりの基本計画」、「静岡市生物多様性地域戦略」、「麻機遊水地地区ランドデザイン」

上位計画や関連計画、現状の課題等を踏まえ、「麻機遊水地保全活用行動計画」を作成

第5章. 麻機遊水地保全活用行動計画

P37～65

短期、中期、長期計画

行動計画では、短期計画と中期計画を設定し、官民が連携しながら順応的に自然再生全体構想やランドデザインの目標を達成するために取組みを進めていくものとする。長期計画については、取組み範囲を遊水地からその周辺部にも広げ、民間主導で遊水地と地域とが一体となった取組みを進めていくことを目標とする。

短期計画
H29年度～H30年度
実施可能な取組みから着手する。

中期計画
H31年度～H34年度
部分的な取組みを遊水地内全体に拡大。

長期計画
遊水地での取組みを周辺地域に拡大。

短期、中期計画の取組み内容



良好な水環境の再生

- 水位調査と適正な開放水面の確保
- 水質改善実験
- 水質調査



周辺とのネットワークづくり

- 関係機関との連携
- 各種イベント
- 広報活動
- 循環バスの運行



人と自然との持続的な関わりづくり

- 自然観察会と今後を担う人材の育成
- 自然観察園、自然観察コースの整備、管理
- 自然博物館、生き物・パネル展示、出前講座
- 利用に関するルール作りとその周知
- 風俗・風習の継承
- 清掃活動、美化活動 等



在来種の保全と生態系のバランスを保つ

- 埋土種子実験と埋土種子の里帰り
- 湿地の攪乱
- 火入れ実験
- ハスの保全
- 外来種の駆除
- 水田整備
- 表土保全
- 雑木の間引き
- その他生物調査



長期計画、将来構想

保全活用行動計画では、麻機遊水地だけでなく将来的には周辺部の山地や農地、川などの自然環境も保全しつつ、静岡流通センター、病院、学校などと連携し、**自立発展型の地域活性化**を目指していく。麻機遊水地ランドデザインの柱のキーワードである「自然」「健康」「交流」「憩い」「共生」「体験」をテーマに将来構想を描き、官民連携で地域活性化に寄与する取組みを進めていく。



■サイクリング等のレクリエーション体験

遊水地では、自然を活かした様々なレクリエーションやサイクリングなどが楽しめる。この自然を活かしたレクリエーションは、日常的なストレスからのリフレッシュ効果が期待される。



■健康食の提供、ウォーキングによる健康増進

麻機のレンコンやネーブルなど特産品を活用した健康食を提供するカフェを設置することにより、食による健康増進、地場産品のPR効果が期待できる。

■交流拠点となる地域振興施設の誘致

道の駅や地場産品、麻機ブランド製品などの販売所の設置を検討し、地域経済の活性化や、障がい者の雇用促進を図る。また、障がい者支援に関する情報センターとしても活用を図る。



■ガイドシステムの活用による共生社会の実現

病院の患者さんや市民がガイドを受けながら気軽に麻機の自然や歴史、文化などを学ぶことで、心のケアや地域への愛着心を育むことが期待できる。

■農業体験等を通じた憩いの場の創出

公園内に整備された農園や休耕地を活用した農業体験を行い、農業を通じて、地域の農業や食文化、人の営みを学ぶ場として活用を図る。



第1章. 麻機遊水地保全活用行動計画の概要

P1~3

計画の目的

麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、自然再生推進法に基づく自然再生を実施し、かつ当該地域の活性化を図るため、官民一体となった総合的な取組を推進していく。

計画の位置づけ

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会で策定した「自然再生全体構想」と、市が策定した「麻機遊水地地区ランドデザイン」の双方を実現するために、協議会が推進していくための計画。

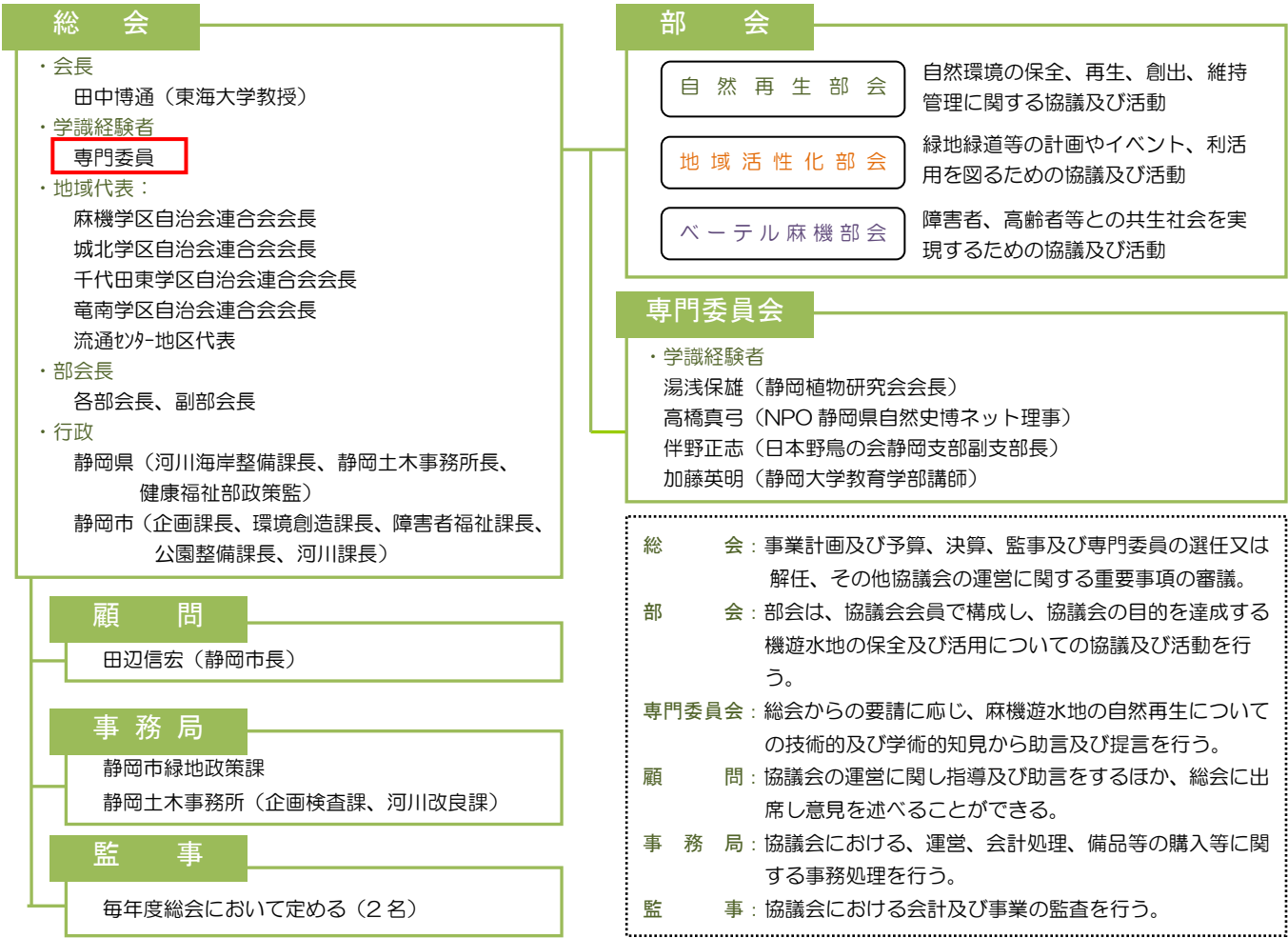
これまでの課題と計画の進め方

これまで、作業人員が少数であり、活動の予算措置もなかったため、取組みは部分的なエリアに限定されていた。そのため計画では、協議会員の募集や予算を確保したうえで実施可能な取組みからはじめ、段階的に遊水地全体に拡大する。将来的には周辺の環境にも目を向け、地域全体の環境改善を目指していく。

第2章. 実施者の名称と実施者の属する協議会

P4

本事業は、「自然再生部会」、「地域活性化部会」、「ベーター麻機部会」と「行政」が連携し、取り組んでいくものとする。



第3章. 自然再生の対象区域と麻機遊水地の概要

P5~27

対象区域

自然再生の対象区域は、麻機遊水地第1工区、第2-1工区、第3工区、第4工区と国道1号静岡バイパスより上流部の巴川とする。



- 治水** 麻機遊水地は、巴川下流部の流量を軽減し、氾濫防止機能を発揮している。
- 公園** 第1工区を「あさはた緑地」、第3工区を「浅畑緑地」として都市計画決定している。
- 歴史** かつては浅畑沼や小沼などの沼が存在していたが、土地改良事業で水田として整備された。
- 自然** 土中の埋土種子から多くの希少植物が蘇り、さらには池沼部が形成されたことで、多くの動植物が生息・生育する良好な湿地環境が再生した。
- 利用** 市民の自然観察、散策、スポーツ、レジャー、美化活動、自然資源の利活用等、多目的に利用されている。



- | 自然環境の課題 | 協議会の課題 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 植生遷移や外来植物、繁殖力の強い植物の繁茂により、開放水面の減少や湿地の乾燥化など、多様性のある湿地環境が消失している。● 外来種等の侵入により、在来生物の生息環境が悪化及び、在来生物が減少している。● 流入水が少ないことや腐植物の堆積等による水質悪化が懸念されている。● ゴミの不法投棄、犬のフンの放置、外来魚の放流など、利用者のマナーが悪化している。 | <ul style="list-style-type: none">● 麻機の魅力が十分に知られていない● これまで各種取組みを行っているが、人手不足、人材不足等で、動植物の生息・生育状況や水質、利用者数等に関するデータの蓄積ができていない。● 協議会の活動経費や人手不足により、自然再生事業実施計画で計画した取組みが実行できない。 |

第4章. 上位計画、関連計画の概要

P28~36

- ＜協議会の策定計画＞
「巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画」
 - ＜静岡県の策定計画＞
「巴川水系河川整備基本方針」、「巴川水系河川整備計画」
 - ＜静岡市の策定計画＞
「第3次静岡市総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「みどりの基本計画」、「静岡市生物多様性地域戦略」、「麻機遊水地地区ランドデザイン」
- 上位計画や関連計画、現状の課題等を踏まえ、「麻機遊水地保全活用行動計画」を作成

第5章. 麻機遊水地保全活用行動計画

P37~61

行動計画の進め方

行動計画では、「第〇期実施計画」という形で、評価検証をしながら数年区切りで実施計画を積みかさね、官民が連携しながら順応的に自然再生全体構想やランドデザインの目標を達成するために取組みを進めていくものとする。



取組み内容



良好な水環境の再生

- 水位調査と適正な開放水面の確保
- 水質改善実験
- 水質調査



周辺とのネットワークづくり

- 関係機関との連携
- 広報活動
- 各種イベント



人と自然との持続的な関わりづくり

- 自然観察会と今後を担う人材の育成
- 自然観察園、自然観察コースの整備、管理
- 自然博物館、生き物・パネル展示、出前講座
- 水田の維持管理・利用
- 利用に関するルール作りとその周知
- 風俗・風習の継承
- 清掃活動、美化活動 等



在来種の保全と生態系のバランスを保つ

- 埋土種子実験と埋土種子の里帰り
- 湿地の攪乱
- 火入れ実験
- 雑木の間引き
- 外来種の駆除
- 水田整備
- 表土保全
- ハス・オニバスの保全
- 生物・植物調査



【参考】将来構想

P62~67

保全活用行動計画では、麻機遊水地だけでなく将来的には周辺部の山地や農地、川などの自然環境も保全しつつ、静岡流通センター、病院、学校などと連携し、**自立発展型の地域活性化**を目指していく。麻機遊水地ランドデザインの柱のキーワードである「自然」「健康」「交流」「憩い」「共生」「体験」をテーマに将来構想を描き、官民連携で地域活性化に寄与する取組みを進めていく。



■サイクリング等のレクリエーション体験

遊水地では、自然を活かした様々なレクリエーションやサイクリングなどが楽しめる。この自然を活かしたレクリエーションは、日常的なストレスからのリフレッシュ効果が期待される。



■健康食の提供、ウォーキングによる健康増進

麻機のレンコンやネーブルなど特産品を活用した健康食を提供するカフェを設置することにより、食による健康増進、地場産品のPR効果が期待できる。

■交流拠点となる地域振興施設の誘致

道の駅や地場産品、麻機ブランド製品などの販売所の設置を検討し、地域経済の活性化や、障がい者の雇用促進を図る。また、障がい者支援に関する情報センターとしても活用を図る。



■ガイドシステムの活用による共生社会の実現

病院の患者さんや市民がガイドを受けながら気軽に麻機の自然や歴史、文化などを学ぶことで、心のケアや地域への愛着心を育むことが期待できる。

■農業体験等を通じた憩いの場の創出

公園内に整備された農園や休耕地を活用した農業体験を行い、農業を通じて、地域の農業や食文化、人の営みを学ぶ場として活用を図る。



麻機遊水地サイン計画の検討について

仮 案

麻機遊水地保全活用推進協議会

今回ルールを定め、サイン計画を検討（ルール看板、案内用矢印）し、遊水地内への看板設置を進め、利用者への周知を図っていく。

1 利用ルール（案）

- （１） 園内の生物にエサをあたえたり、動植物を園外へ持ち出さない、園外の動植物を持ち込まないでください。
- （２） 他地域からの土を持ち込まないでください。
- （３） ゴミ・空き缶・空き瓶等のゴミは捨てずに持ち帰ってください。
- （４） 犬を放したり、フンを放置しないでください。
- （５） 花火・爆竹をしないでください。
- （６） たき火・野宿をしないでください。
- （７） 他人に迷惑になるボール遊び（ゴルフの練習等）をしないでください。
- （８） 遊水地内でラジコン、ドローンは使用しないでください。

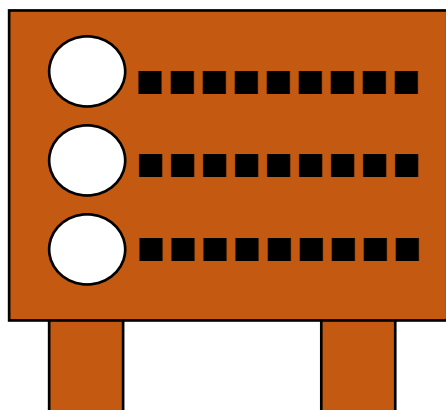
2 スケジュール（案）

2019 年度 サイン案の企画、構成

配置場所の検討

2020 年度 サインの制作、設置

3 看板イメージ



平成 31 年 2 月 19 日

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について（案）

平成 30 年 10 月 16 日に新設した麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱（以下、本要綱）について、第 6 回総会での意見及び今年度から当該制度を利用している団体の意見に基づき検討した結果、以下のとおりとする。

1 報償費における人件費について

【現行】 1 人 1 日 500 円以内 → 【変更後】 1 人半日（3 時間未満）500 円以内、
1 人 1 日（3 時間以上）1,000 円以内

2 消耗品費における弁当代について

【現行】 弁当代は認めない。 → 【現行どおり】

3 補助金の流用について

【現行】 科目間の流用を認めない。 → 【変更後】 科目間の流用を流用元の 5 割まで認める。
ただし、人件費は全体の 3 割が限度である。

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 麻機遊水地保全活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、麻機遊水地とその周辺地域における自然の再生、維持を目的とした活動（以下「保全」という。）と、保全をより円滑に行うための経済基盤の確立と麻機遊水地の魅力を内外に向けて発信することを目的とした活動（以下「活用」という。）の推進及び支援をするため、協議会に所属する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる行動計画に準ずる活動を行う事業で、協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものとする。

- (1) 良好な水環境の再生
- (2) 人と自然との持続的な関わりづくり
- (3) 在来種の保全と生態系のバランスの保持
- (4) 周辺とのネットワークづくり

2 補助事業は当該年度内に完了しなければならない。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、協議会及び部会に所属し、補助事業を行う団体とする。団体の最低構成人数は5人以上とし、複数の団体の構成員が同一であっても、事業内容及び事業実施場所に重複がない場合は補助対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の経費は、報償費、消耗品費、印刷製本費、広報費、使用料及び賃借料、役員費で、別表に掲げる内容に支出するものであることとする。なお、行政機関に所属する者に対する旅費、人件費、報奨費、謝礼に類するものは補助金の交付対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に関わる総事業費から他の補助金・交付金の額を控除した額とし、1団体につき4月1日から翌年3月31日までの年間合計で20万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、活動を行おうとする前年度の12月15日（ただし、その日が日曜日または土曜日に当たるときは、その直前の

金曜日とする。)までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 麻機遊水地活動費補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 年間事業計画書 (様式第2号)
- (3) 予算書 (様式第3号)
- (4) 支出内訳書 (様式第4号)
- (5) 支出内訳書の参考資料
- (6) 口座情報が確認できる通帳の写し
- (7) 構成員名簿
- (8) 平面図
- (補助金交付の決定等)

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、麻機遊水地活動費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を完了の日から30日以内に会長に提出しなければならない。~~また、予算を流用した場合は、その旨を支出内訳書に記載しなければならない。ただし、科目をまたいだなお、流用を認めない。した場合は流用~~報告書(様式第7号)をあわせて提出するものとする。

- (1) 補助事業実績報告書 (様式第6号)
- (2) 決算書 (様式第3号)
- (3) 支出内訳書 (様式第4号)
- (4) 物品購入に伴う納品書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 購入又は借り上げた資機材等の写真
- (7) 事業内容が確認できる写真(書面及び電子データ)
- (8) 事業内容に調査が含まれる場合、その調査結果が確認できるもの
- (9) 流用報告書 (様式第7号)

~~(9-10)~~ 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第9条 会長は、第6条の規定により提出された書類を審査のうえ、4月30日までに当該年度の補助金を交付する。

2 補助金は申請書に記載された指定口座への振込みにより交付する。

3 指定口座は団体の口座であることが確認できるものに限る。

(補助金の返還等)

第10条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の取り消し、又はすでに交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 実績報告に不備がある場合

(2) 事業が予定の期間内に終了しない場合

(3) 事業の遂行が困難になった場合

(4) 決定金額から使用金額を減じた額に余剰が生じた場合

(5) 実施する事業内容が補助の目的に反した場合

(6) 事業の実績報告を期日までに行わず、また勧奨にも応じない場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした補助事業に係る経費は申請の対象外とする。

3 施行開始年度の補助事業の申請について、第5条の「4月1日」とあるのは「施行期日」、第6条の「前年度の12月15日」とあるのは「当該年度の10月31日」、第9条の「4月30日」とあるのは「12月28日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月13日から施行する。ただし、既に交付をうけているものはこの限りでない。

別表（第4条関係）

	補助対象経費	概要
報償費	人件費	1人 <u>半日（3時間未満）500円</u> 、1日 <u>（3時間以上）500-1,000円</u> 以内、かつ、申請金額総額の3割を限度とする。）
	講師謝金	外部招聘のみとする。講師の旅費を含む。
消耗品費 （使用することで著しく消耗し、長期の利用が困難と認めるものが該当する。）	草刈替刃、鋸、鎌、ロープ、パレット、燃料、油脂類	見込みの利用量で計算すること。 具体的な型番等は不要とする。
	事務用品	筆記用具等。内訳記載時、具体的な型番等は不要。
	紙代	団体等で打ち合わせの際に利用する分として。
	食糧費	補助対象事業に不可欠とされるものに限る。
	その他これに類するもの	
印刷製本費	イベント開催チラシ	印刷代。
	啓発用パンフレット	※デザイン料は役務費として計上すること。
	会議資料の印刷発注費、コピー使用料	外注の紙代。
	その他これに類するもの	
広報費	雑誌掲載料、 インターネット掲載料、 その他これに類するもの	情報を発信するのに要する費用。
使用料及び賃借料	テントレンタル費、テーブルレンタル費、イスレンタル費、 トイレレンタル費、 会場借上げ料、レンタカー代 その他これに類するもの	イベントの開催に要する費用を認める。
役務費	原稿料、イラスト料、耕耘作業料、イベント保険料、受付事務手数料、廃棄物処分手数料、 郵送料、通信運搬費 その他これに類するもの	
その他、会長が特に必要と認めるもの		

備考

次に掲げるものは、上記にかかわらず対象経費としない。

- (1) 食事及び飲み物のうちアルコール類
- (2) 商品券等の金券の購入代金
- (3) 記念品等の購入経費
- (4) 旅行を目的としたイベント等の旅費
- (5) 家賃（敷金、礼金を含む。）
- (6) 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- (7) 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- (8) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- (9) その他事業実施に直接関係のない経費、会長が社会通念上適切でないと認めた経費等

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

団体名：_____

代表者：_____ 印

流用報告書

交付決定を受けた麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業について、下記のとおり流用しましたので報告します。

流 用 金 額	円
---------	---

科目	当初予算額	変更金額（流用後）
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

【注意】

- ・科目は下記から選択してください。
①報償費、②消耗品費、③印刷製本費、④広報費、⑤使用料及び賃借料、⑥
役務費
- ・流用金額は、流用元科目の金額の5割までです。

流用理由

様式第7号（第8条関係）

記名+押印

31年 3月 31日

団体名：麻機〇〇プロジェクトチーム

代表者：静岡 太郎



流用報告書

交付決定を受けた麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付事業について、下記のとおり流用しましたので報告します。

流 用 金 額	20,000 円
---------	-----------------

科目	当初予算額	変更金額（流用後）
② 消耗品費	100,000 円	120,000 円
③ 印刷製本費	20,000 円	10,000 円
⑥ 役務費	20,000 円	10,000 円
	円	円

【注意】

- ・科目は下記から選択してください。
①報償費、②消耗品費、③印刷製本費、④広報費、⑤使用料及び賃借料、⑥役務費
- ・流用金額は、流用元科目の金額の5割までです。

流用理由

申請時の計画より草刈の頻度が増え、替刃及び燃料の購入量が増加したため、印刷製本費及び役務費から消耗品費へ流用する。

平成 31 年度 協議会の取組み計画（案）

1. 平成 31 年度取組み計画一覧

(1) 自然再生部会

	団体	実施内容	工区
1	麻機湿原を保全する会	・保全活動(草刈・パトロール等) ・自然観察会 ・夜の昆虫観察会 ・サクラタデ観察会、野点 ・総会	第 3、4 工区
2	麻機ウェットランドクラブ	・保全活動(草刈等) ・おさんぽ観察会 ・遊水地の生きものを探そう ・オニバス観察会 ・ミズアオイ観察会 ・啓蒙活動(遊水地フェスタ・サイエンスピクニック)	第 1、3 工区

(2) 地域活性化部会

	団体	実施内容	工区
1	麻機遊水地柴揚げ漁保存会	・柴揚げ漁 ・柴揚げ漁実施会場の整備	第 3 工区
2	麻機学区自治会連合会	・水田、ハス田の維持管理 ・どんど焼き ・河津桜の維持管理 ・遊水桜まつり	第 1 工区
3	あさはた公園緑地愛護会	・あさはた緑地草刈り	第 1 工区
4	麻連ひまわりロード(つとむ会)	・花壇作業(除草、花苗植え、種まき等)	第 1 工区

(3) ベーテル麻機部会

	団体	実施内容	工区
1	ベーテル麻機部会	・福祉農園、水田の維持管理	第 3 工区
2	ベーテル麻機遊水地安東川ネットワーク	・運営委員会開催 ・地域ふれあい事業 ・他工区草刈参加 ・視察 ・勉強会開催	第 2-1 工区
3	地域の庭を作る会	・堤防部の除草、花壇整備 ・ソバの栽培 ・ソバ打ち会 ・案山子コンテスト ・ジャガイモの植付け	第 3 工区

(4) 事務局

	項目(行動計画)	実施内容	工区
1	清掃活動の実施・美化活動	・クリーン作戦	第 1,3,4 工区
2	自然博物館、生き物・パネル展示、 出前講座	・各種イベントや施設でのパネル展示	－
3	広報活動	・ホームページ維持管理、会報発行 ・パンフレットの印刷・配布 ・自然図鑑の企画検討	－
4	利用に関するルール作りと その周知	・利用ルールのサイン計画	－

2. 平成 31 年度取組み計画箇所



		第1期実施計画												第2期実施計画																																				
行動計画項目		2017年度						2018年度						2019年度						2020年度						2021年度						2022年度						備考												
全体・周辺部の取組み	生物・植物調査 （野鳥、昆虫類、哺乳類、植物）	現況調査（データの蓄積）												現況調査（データの蓄）												現況調査の分析												目標値の設												
	外来植物の駆除	外来種調査												外来植物駆除																																				
	ミシシippアカミミガメ、外来魚の駆除	カメ類捕												ミシシippアカミミガメ、外来魚の駆除																																				
	自然観察園、自然観察コースの整備、管理 （パンフレット等）	協議会パンフレット 企画検討												協議会パンフレット印刷・配布												自然シリーズパンフレット企画検討						自然シリーズパンフレット						自然シリーズパンフレット印刷・配布												
	自然博物館、生き物・パネル展示、出前講座	各種イベントや各施設にて実施												各種イベントや各施設にて実施																																				
	利用に関するルールづくりとその周知													ルール作成						ルールサイン計画						ルールサインの設置																								
	清掃活動	クリーン作戦						クリーン作戦						クリーン作戦						クリーン作戦						クリーン作戦						クリーン作戦																		
	堆肥作り	堆肥作り												堆肥作り																																				
	6次産業化																									6次産品の開発																								
	竹灯籠作り、展示	イベントでの展示						イベントでの展						イベントでの展示						イベントでの展						イベントでの展示						イベントでの展示																		
	関係機関との連携	各取組みの中で実施												各取組みの中で実施																																				
	広報活動	ホームページ維持管理、会報発行												ホームページ維持管理、会報発行																																				
第1工区	オニバスの保全	保全活動												保全活動																																				
	ハスの保全	草刈・ヒメガマ抜き取						草刈・ヒメガマ抜き取						草刈・ヒメガマ抜き取り						草刈・ヒメガマ抜き取り						草刈・ヒメガマ抜き取り						草刈・ヒメガマ抜き取り																		
	自然観察会と今後を担う人材の育成	生き物観察会 オニバス観察会						生き物観察会 オニバス観察会						生き物観察会 オニバス観察会						生き物観察会 オニバス観察会						生き物観察会 オニバス観察会						生き物観察会 オニバス観察会																		
	お散歩観察会													お散歩観察						お散歩観察会						お散歩観察会						お散歩観察会						お散歩観察会												
	水田の維持管理・利用	水田・ハス田の維持管理												水田・ハス田の維持管理																																				
	風俗・風習の継承																									どんど焼き						どんど焼き						どんど焼き						どんど焼き						
	清掃活動													除草作業												除草作業						除草作業						除草作業												
	周囲堤の美化活動													花壇作業						花壇作業						花壇作業						花壇作業						花壇作業												
	各種イベント	桜祭り												桜祭り												河津桜の維持管理						河津桜の維持管理						河津桜の維持管理						河津桜の維持管理						
	第2工区	表土保全													シードバンク調査																																			

		第1期実施計画								第2期実施計画																				
	行動計画実施項目	2017年度				2018年度				2019年度				2020年度				2021年度				2022年度				備考				
第3工区	水位調査と適正な開放水面の確保									観測					観測					観測					観測					
	水質調査									調査					調査					調査					調査					
	水質改善実験 小池の外來魚駆除実験				池の水抜き				池の水抜き				池の水抜き			池の水抜き			池の水抜き				池の水抜き				池の水抜き			
	湿地の攪乱1				耕耘・除草				耕耘・除草				耕耘・除草			耕耘・除草			耕耘・除草				耕耘・除草				耕耘・除草			
	湿地の攪乱2									湿地の攪乱																				
	火入れ実験				火入れ実験				火入れ実験				実験効果の検証	火入れ実験			実験効果の検証	火入れ実験			実験効果の検証	火入れ実験			実験効果の検証	火入れ実験				
	埋土種子実験と埋土種子の里帰り				埋土種子実験				埋土種子実験				埋土種子実験																	
	オニバスの保全												保全活動																	
	自然観察会と今後を担う人材の育成				ミズアオイ 観察会				ミズアオイ観察会 オニバス観察会				ミズアオイ 観察会			ミズアオイ 観察会			ミズアオイ 観察会			ミズアオイ 観察会			ミズアオイ 観察会					
	お散歩観察会				お散歩観察							お散歩観察会			お散歩観察会			お散歩観察会			お散歩観察会			お散歩観察会			お散歩観察会			
	水田の維持管理・利用				田植え・稲刈り 農園の維持管理				田植え・稲刈り 農園の維持管理				福祉農園・水田の維持管理			福祉農園・水田の維持管理			福祉農園・水田の維持管理			福祉農園・水田の維持管理			福祉農園・水田の維持管理					
	風俗・風習の継承				柴揚げ漁				柴揚げ漁				柴揚げ漁			柴揚げ漁			柴揚げ漁			柴揚げ漁			柴揚げ漁			柴揚げ漁		
	周囲堤の美化活動				除草・花壇の管理 ソバの栽培				除草・花壇の管理				除草・花壇整備 ソバの栽培	ジャガイモ の栽培		除草・花壇整備 ソバの栽培	ジャガイモ の栽培		除草・花壇整備 ソバの栽培	ジャガイモ の栽培		除草・花壇整備 ソバの栽培	ジャガイモ の栽培		除草・花壇整備 ソバの栽培	ジャガイモ の栽培		除草・花壇整備 ソバの栽培	ジャガイモ の栽培	
	ヨシの活用												ヨシの活用																	
各種イベント				フェスタ ソバ打会				フェスタ ソバ打会				フェスタ ソバ打会			フェスタ ソバ打会			フェスタ ソバ打会			フェスタ ソバ打会			フェスタ ソバ打会			フェスタ ソバ打会			
第4工区	湿地の攪乱2				除草・維持管理				除草・維持管理				保全活動			保全活動			保全活動			保全活動			保全活動					
	オニバスの保全				除草・維持管理				除草・維持管理				保全活動			保全活動			保全活動			保全活動			保全活動					
	自然観察会と今後を担う人材の育成				夜の昆 観察会 サクラタデ 観察会				夜の昆 観察会 サクラタデ 観察会				夜の昆虫サクラタデ 観察会 自然観察会			夜の昆虫サクラタデ 観察会 自然観察会			夜の昆虫サクラタデ 観察会 自然観察会			夜の昆虫サクラタデ 観察会 自然観察会			夜の昆虫サクラタデ 観察会 自然観察会			夜の昆虫サクラタデ 観察会 自然観察会		
別途事業	雑木の間引き				樹木の間引き							樹木の間引き																		
	施設の改修											企画検討																		
	自然観察園、自然観察コースの整備、管理				加藤島エリア環境整備基本計画							企画検討																		

平成31年度歳入歳出予算(案)

(歳入の部)

(単位:円、△印は減)

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
負担金	14,000,000	14,000,000	0	
静岡県	7,000,000	7,000,000	0	
静岡市	7,000,000	7,000,000	0	
繰越金	397,772	3,406,994	△ 3,009,222	
合計	14,397,772	17,406,994	△ 3,009,222	

(歳出の部)

(単位:円、△印は減)

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
協議会活動経費	1,060,000	2,862,100	△ 1,802,100	調査、資材にかかる経費
補助金交付費	1,500,000	1,200,000	300,000	
報酬費	414,000	414,000	0	協議会委員への報酬費
委託費	11,250,000	12,733,200	△ 1,483,200	事務局運営補助委託経費 フェスタ設営補助委託料 (サイン計画作成委託費) (植生調査委託費) (図鑑作成費)
運営経費	150,000	150,000	0	振込手数料、サーバーレンタル料
予備費	23,772	47,694	△ 23,922	
合計	14,397,772	17,406,994	△ 3,009,222	

※必要に応じて科目間の流用を認める

浅畑緑地（第3工区）におけるトイレの整備について

資料 10



平成31年3月現在

平成30・31年度 浅畑緑地(第3工区)工事・委託発注計画表

	工事・委託名称	工事場所	工期		平成30年度													平成31年度													備 考
					H30. 4	H30. 5	H30. 6	H30. 7	H30. 8	H30. 9	H30.10	H30.11	H30.12	H31. 1	H31. 2	H31. 3	H31. 4	H31. 5	H31. 6	H31. 7	H31. 8	H31. 9	H31.10	H31.11	H31.12	H32. 1	H32. 2	H32. 3			
			着	完	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/28	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/30	10/20/31	10/20/28	10/20/31		
	※河川占用申請		4	3	→																										
1	地質調査委託	葵区牛田地内	8	11	→																										
2	敷地造成工事	葵区牛田地内	3	6														→													沈下期間 (7か月)
3	給排水管布設工事	葵区牛田地内	6	10														→													
4	トイレ建築工事	葵区牛田地内	10	3														→													



あさはた緑地（第1工区）整備事業

センターハウス イメージパース



H31施工予定箇所

あさはた緑地
事業区域 (17.2ha)

駐車場

体験広場

センター広場

多目的広場

暫定供用区域

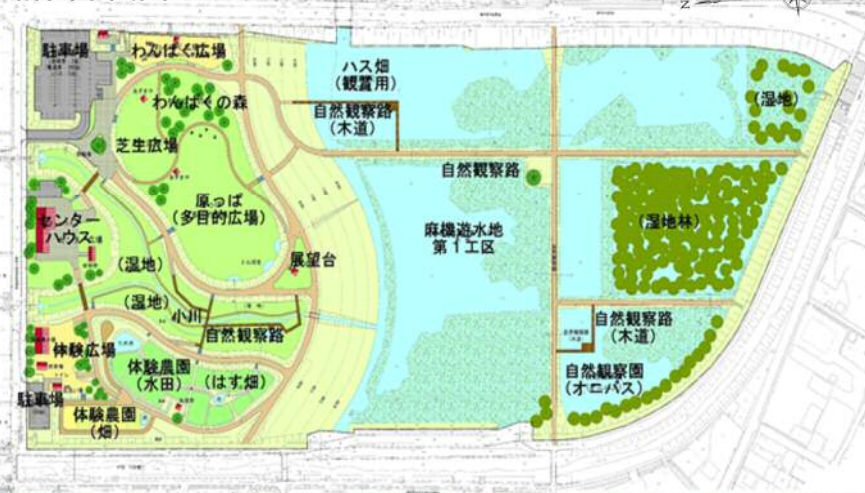
巴川

麻機遊水地（第1工区）

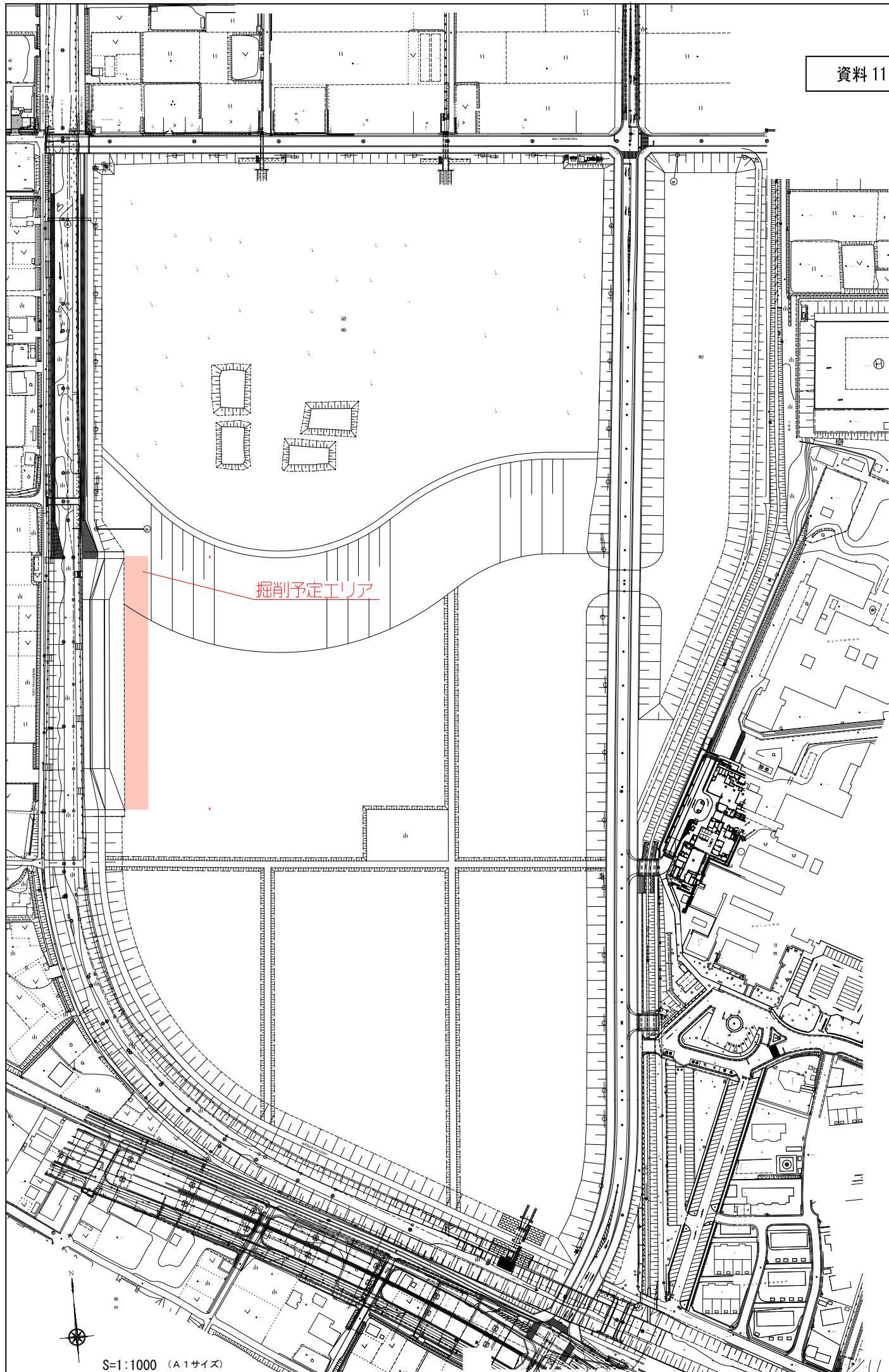
新東名アクセス道路

県立こども病院

計画平面図



掘削予定エリア



麻機遊水地グリーン作戦

～人々の憩いの場、豊かな生物を育む麻機遊水地の自然再生を目指して～



今年も麻機遊水地第1工区、第3工区、第4工区の一斉清掃を開催いたします。

「自然豊かな遊水地」、「市民の憩える遊水地」を目指して、遊水地の清掃活動で汗を流してみませんか。

運が良ければ、各工区で希少な植物や生き物が発見できるかも！？

家族、友人と一緒に興味のある工区にご参加下さい。

<一斉清掃開催内容>

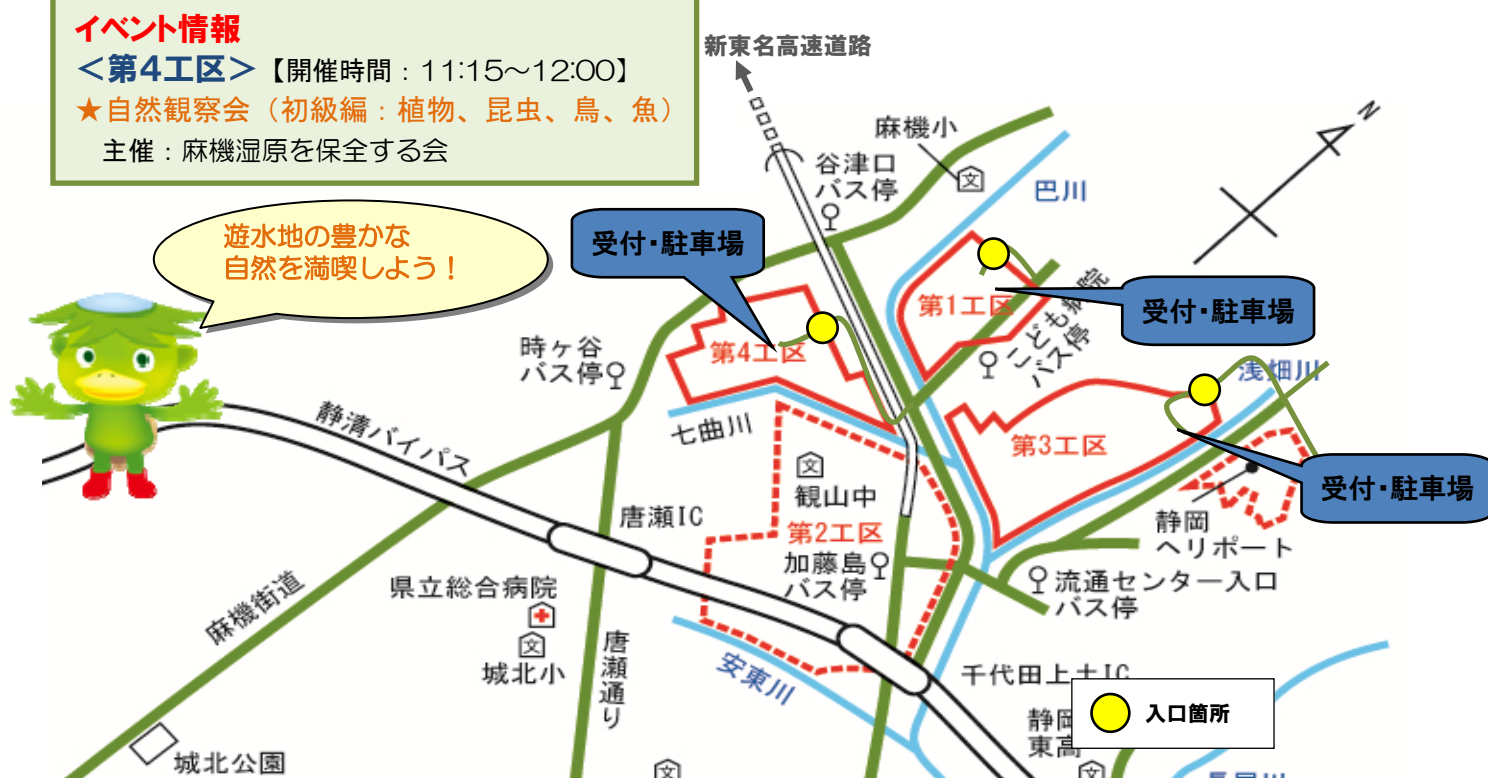
- **開催日時** 2019年5月18日(土) ※雨天の場合は19日(日) 同時刻に順延
清掃時間 9:30～11:00(集合 9:00) ※各工区共通
- **開催場所** 麻機遊水地(第1工区、第3工区、第4工区)
※ご希望の工区の清掃活動にご参加下さい。
- **参加費** 無料
- **対象** 小学生以上 ※小学生の場合は、保護者同伴をお願いいたします。
- **持ち物** 軍手、市指定のゴミ袋、水筒、カマ、タオル 等
※服装は長そで、長ズボン、帽子

イベント情報

<第4工区> 【開催時間：11:15～12:00】

★自然観察会(初級編：植物、昆虫、鳥、魚)

主催：麻機湿原を保全する会



主催：麻機湿原を保全する会 協力：麻機遊水地保全活用推進協議会
ホームページ：<http://asabata.org/> または「麻機遊水地保全活用推進協議会」で検索
お問合せ：(1工区) 静岡市緑地政策課 : 054-221-1251
(3工区) 静岡県静岡土木事務所河川改良課 : 054-286-9364
(4工区) 麻機湿原を保全する会 : 080-3656-4149

※雨天順延(中止)の場合は、
前日の15時までに
協議会ホームページにて
お知らせします。